

少子化をめぐる状況

(1) 静岡県の人口

本県の人口は、平成19年の3,796,029人をピークに減少傾向にあり、令和5年10月1日現在の静岡県の推計人口は3,553,518人で、前年に比べ28,676人減少しました。

将来推計人口においては、令和32年(2050年)には約283万人、平成19年と比べると約2割も減ることになると推計されています。

また、生産年齢人口(15～64歳)は、2,018,444人で、全体の56.8%を占めています。また、子ども・若者(0～29歳)の人口は869,203人で、全体の24.5%を占めていますが、いずれも減少傾向にあります。



図1-1 静岡県の人口と生産年齢人口、子ども・若者の人口比率
(出典：総務省「国勢調査(R2)」、県統計調査課調べ(R5))



図1-2 静岡県の将来推計人口
(出典：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(R5年推計)」)

少子化をめぐる状況

本県の社会移動(地域間の移動)をみると、30年前の平成6年は1,819人の転入超過であったのに対し、令和5年は6,760人の転出超過となっています。特に、平成25年以降、転出超過が拡大しており、特に若い世代の女性の転出超過が顕著となっています。

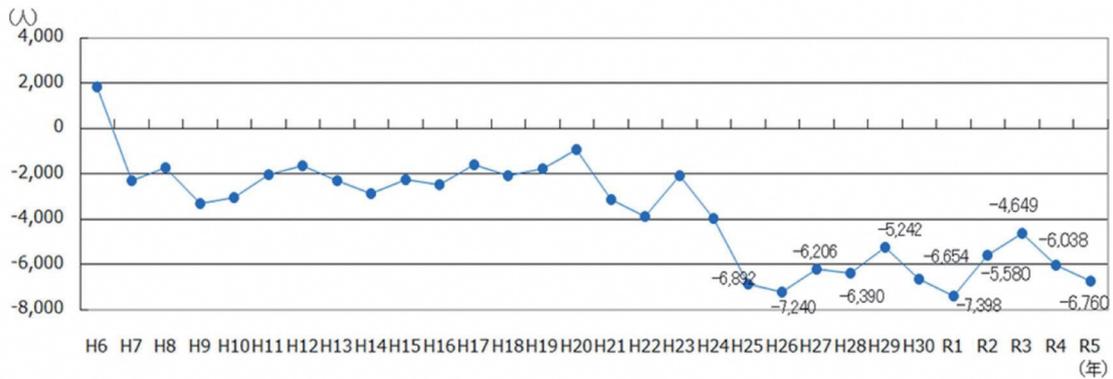


図1-3 静岡県の社会増減の推移
(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告(R5)」)

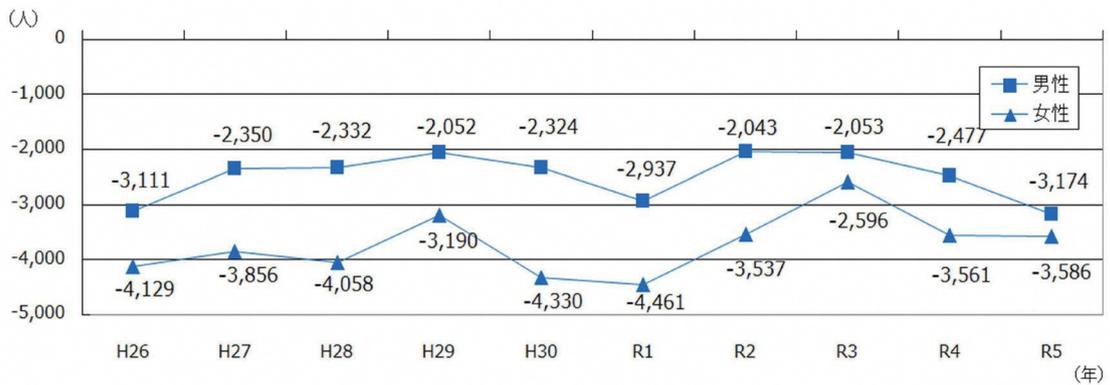


図1-4 静岡県の社会増減の推移(男女別)
(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告(R5)」)

(2) 少子化の進行

本県の出生数は、第1次ベビーブームの昭和23年頃の約8万人、第2次ベビーブームの昭和48年頃には約6万人でしたが、年々減少を続け、令和5年には18,969人となり、過去最低を更新しています。

また、合計特殊出生率は、平成15年、16年に過去最低の1.37まで落ち込み、それ以降は緩やかな上昇傾向を示し、平成28年には1.55まで持ち直しましたが、再び減少に転じ、令和5年には過去最低の1.25となっています。

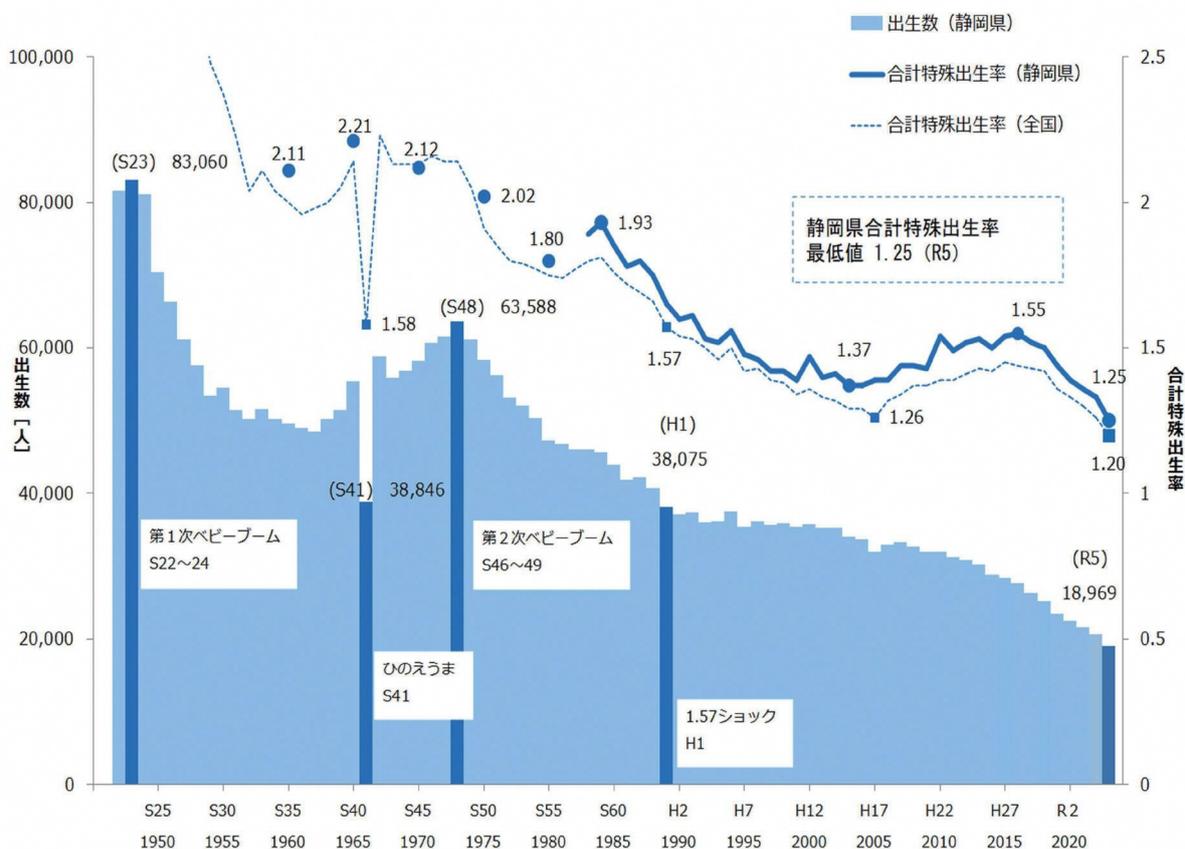


図1-5 出生数及び合計特殊出生率の年次推移
(出典：厚生労働省「人口動態統計(R5)」)

少子化をめぐる状況

(3) 婚姻と出産

平均初婚年齢の推移をみると、男女ともに上昇し、令和2年において、男性では31.1歳、女性では29.4歳となり、全国よりも僅かに低いものの、同様に上昇傾向で推移しています。本県の母親の平均出生時年齢の年次推移をみると、平均初婚年齢が上昇するにつれて、第1子から第3子の出産時年齢も上昇する傾向にあります。

また、第1子の平均出産年齢は、平成15年から約20年の間で、約2歳上昇しています。

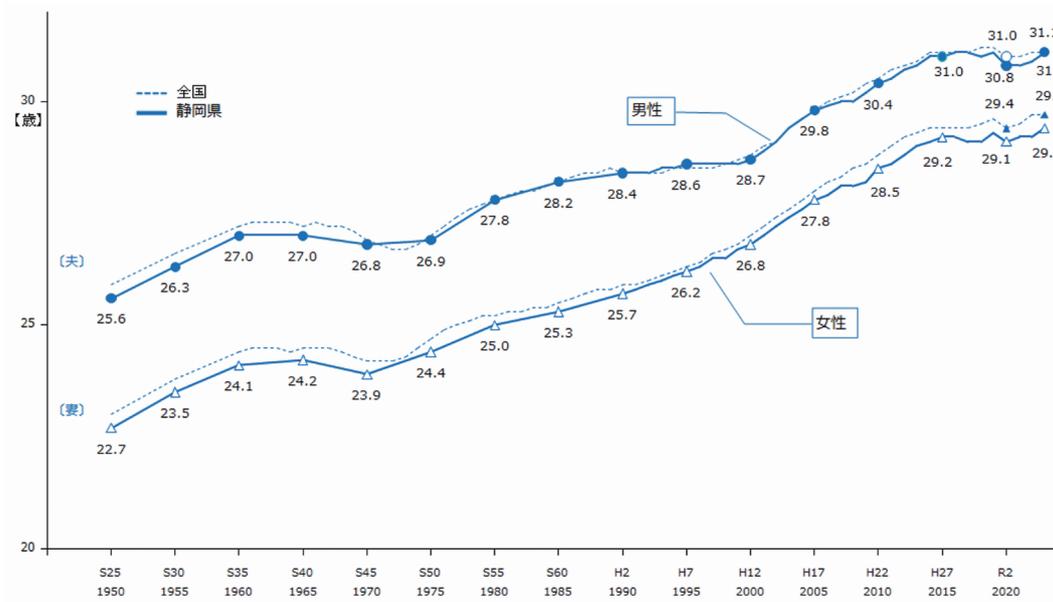


図1-6 静岡県の平均初婚年齢の年次推移
(出典：厚生労働省「人口動態統計(R5)」)

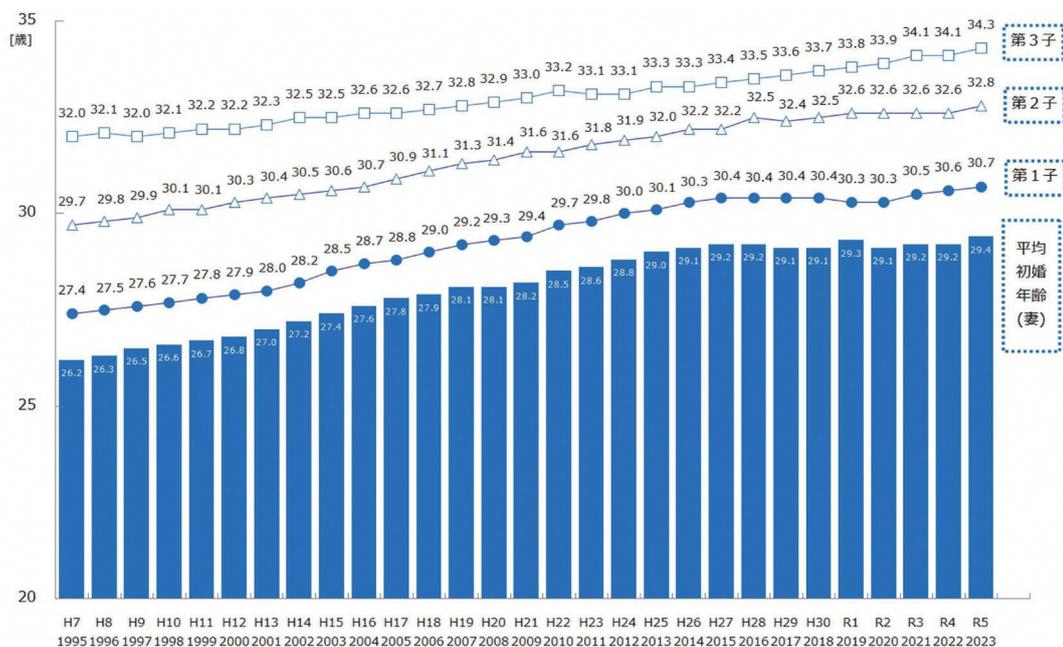


図1-7 静岡県における平均初婚年齢(妻)と母親の平均出生時年齢の年次推移
(出典：厚生労働省「人口動態統計(R5)」)

少子化をめぐる状況

本県の未婚率を年代別にみると、25～39歳全ての年代で未婚率が上昇しています。30歳～34歳階級を見ると、男性は約2人に1人、女性は約3人に1人は独身であることがわかります。

また、本県の50歳時未婚率は、全国に比べると低い水準ではありますが、近年急激に上昇しており、令和2年においては、男性は約4人に1人が、女性は約7人に1人が独身となっています。

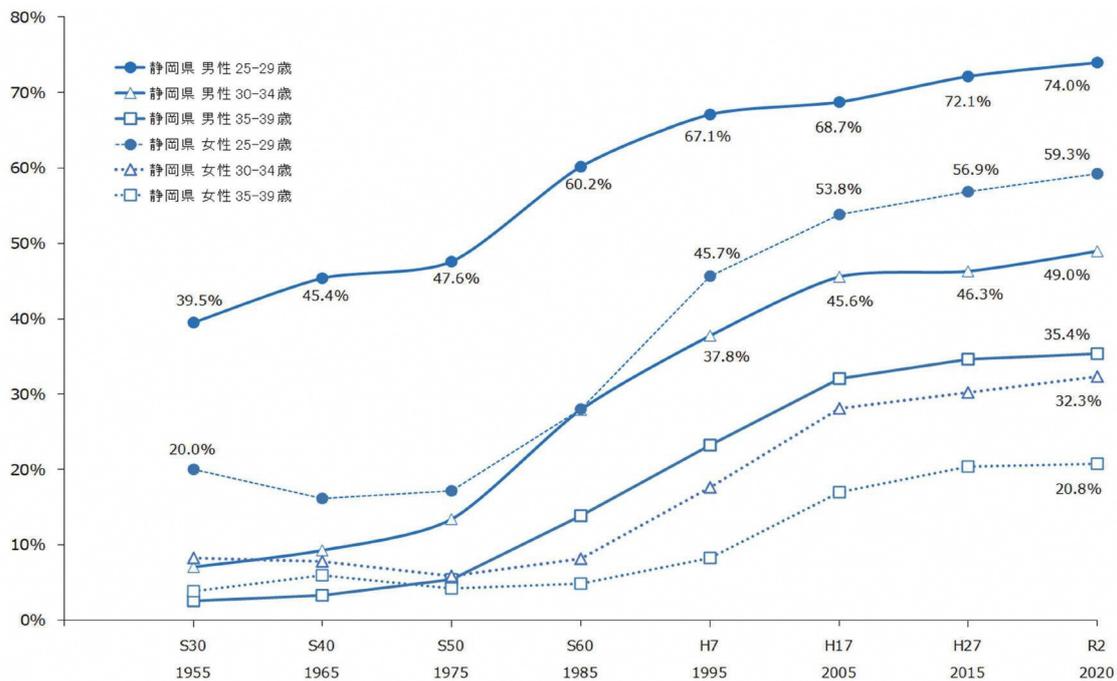


図1-8 静岡県の年代別未婚率の推移
(出典：総務省「国政調査(R2)」)

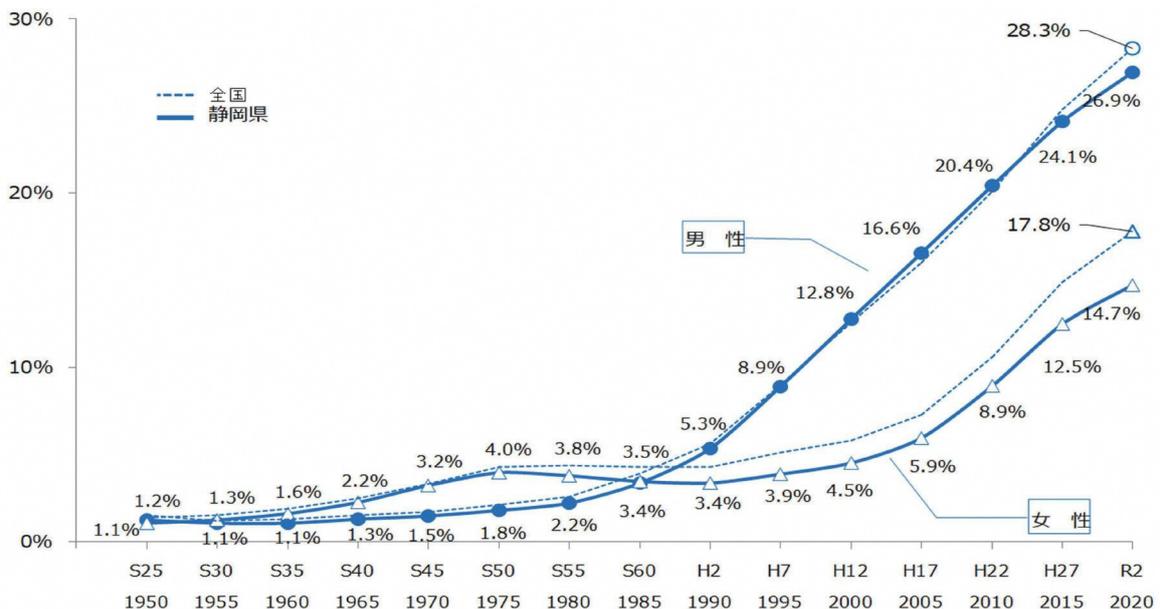


図1-9 50歳時未婚率の推移
(出典：総務省「国勢調査(R2)」)

少子化をめぐる状況

若年独身者のうち結婚したいと考えているのは、男性では68.7%、女性では63.8%でした。「結婚したい」と思う人の割合は調査のたびに低下しています。また、「結婚したくない」は女性が17.2%で前回調査時の2倍以上の比率まで増加しています。

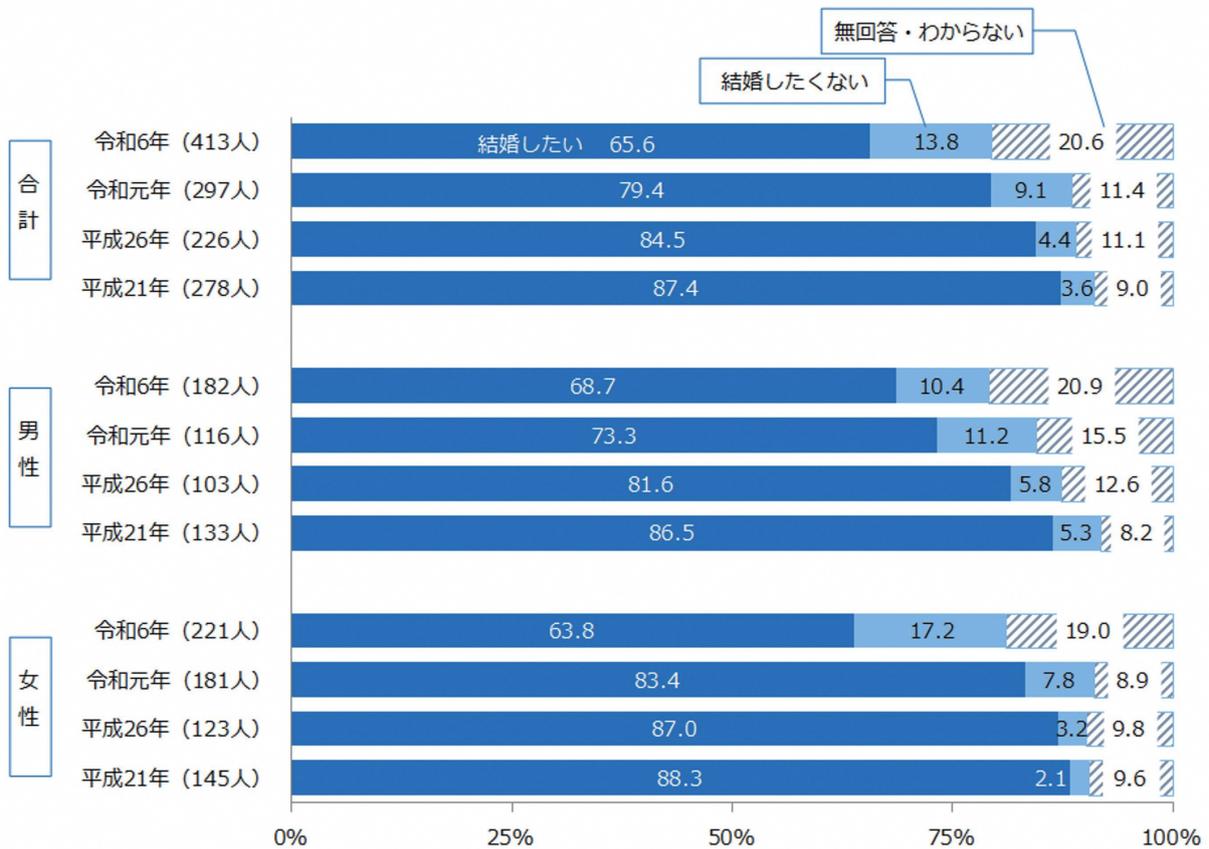


図1-10 結婚する意思

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は、令和6年は18～34歳の独身者、他は20～34歳の独身者

(4) 希望こども数の減少

独身者が希望するこどもの数の平均(平均希望こども数)は、男性では1.51人、女性では1.40人でした。希望こども数の人数の内訳をみると、男女ともに「2人」が最も多く、男性では50.5%、女性では48.0%となっています。次いで男女ともに「0人」が多く、男性では20.9%、女性では29.0%でした。

令和元年との比較では、男女ともに希望こども数の平均が0.5人以上減少しています。最も希望の多い「2人」も比率としては20ポイント以上低下しています。一方、「0人」と回答し、こどもを望まない独身者が大幅に増加しています。

なお、こどもを望まない理由としては、男女ともに「経済的負担が大きいから」が最多となっています。

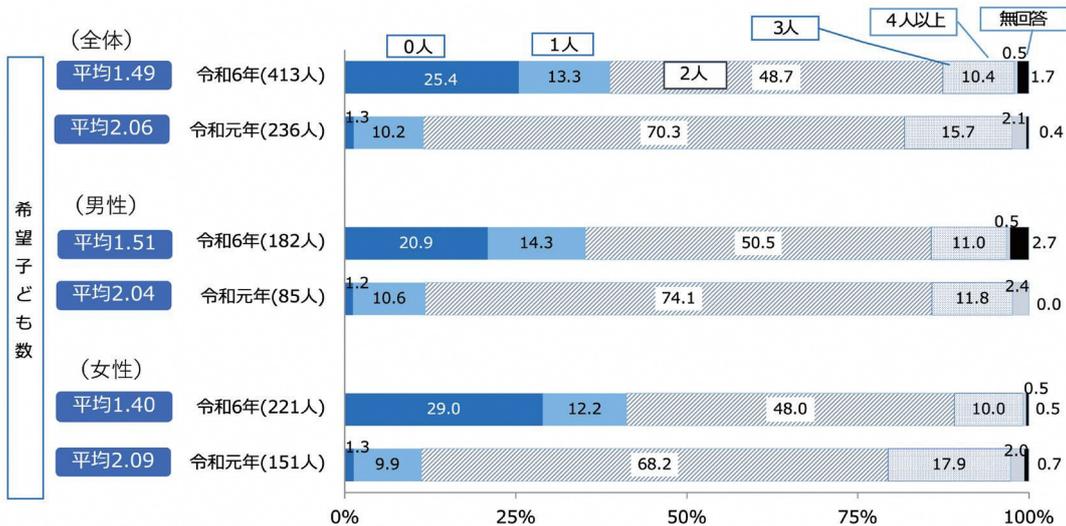


図1-11 独身者の希望こども数

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は令和6年は18～34歳の独身者、令和元年は20～34歳の独身者。「4人以上」を「4人」とみなして計算した。

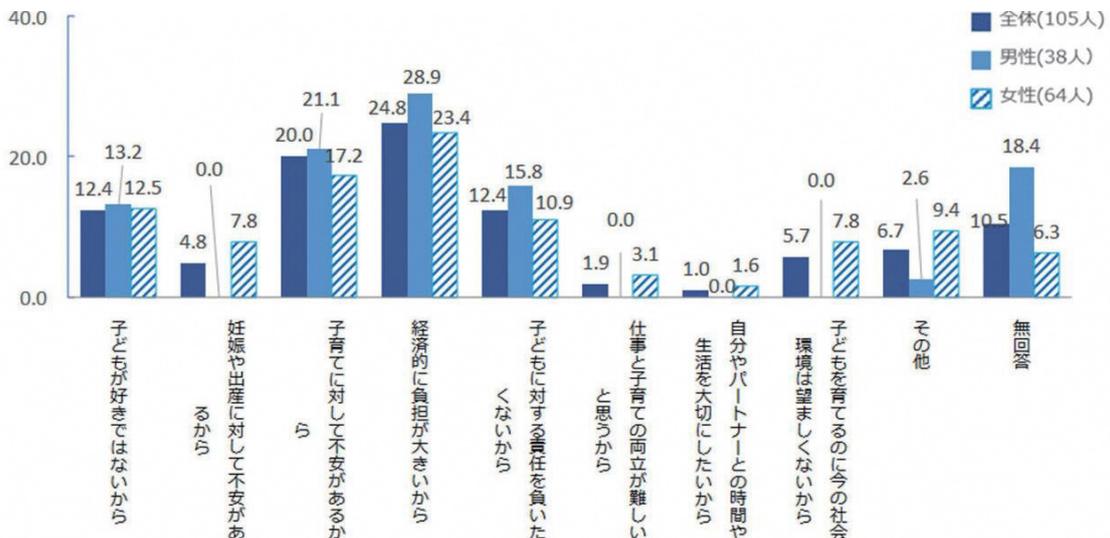


図1-12 独身者がこどもを望まない理由

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は令和6年は18～34歳の独身者、令和元年は20～34歳の独身者。かつ希望こども数が0の方。

(1) 女性の就労状況

県の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産などの理由により30歳代前半に一旦低下しており、その期間に離職する女性がいることを示していますが、30代後半以降の世代では全国平均を上回る労働力率を示しており、共働き世帯や、出産後も就業を継続する女性が増加しています。

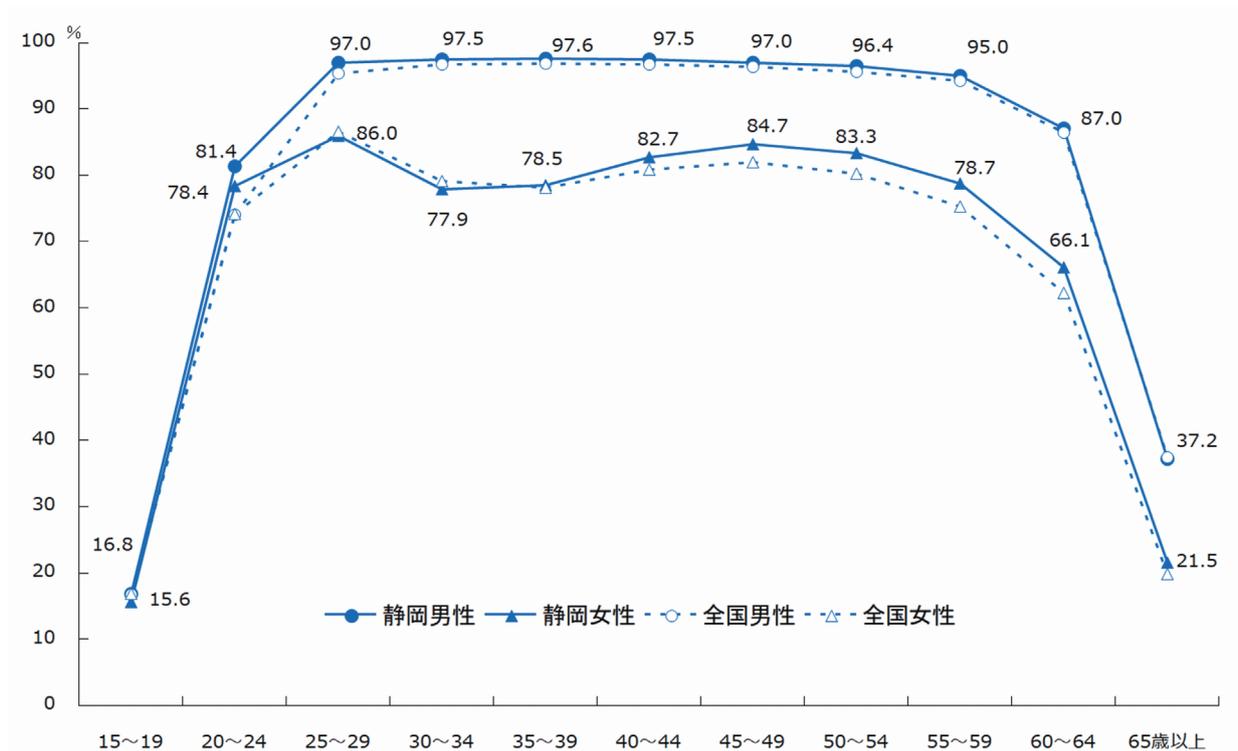


図2-1 女性の年齢階級別労働力率の推移

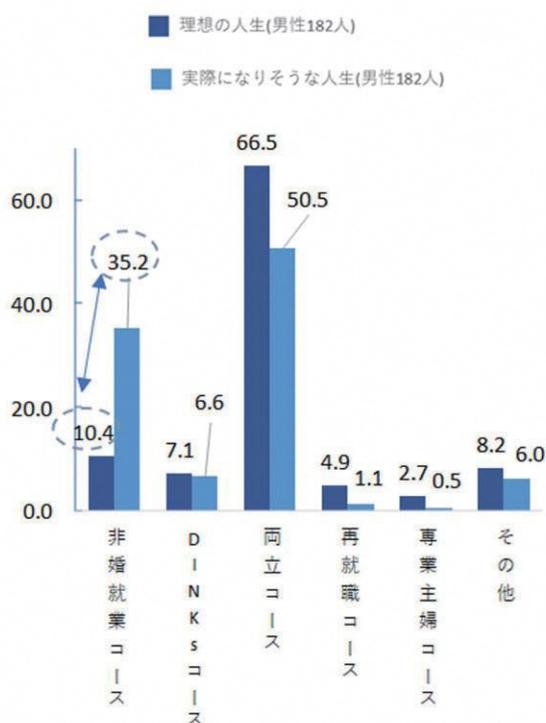
(出典：総務省「国勢調査(R2)」)

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全就業率)の割合

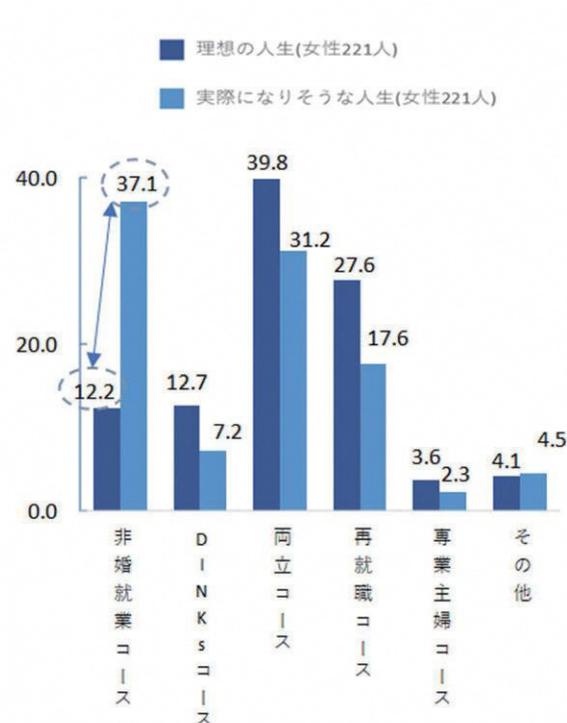
独身者が理想とする人生について、「両立コース」が男性で66.5%、女性で39.8%といずれも最多となっています。一方、実際になりそうな人生については、男性は「両立コース」が50.5%と最多ですが、女性は「非婚就業コース」が37.1%で最多となりました。

理想と現実との差を見ると「非婚就業コース」を実際になりそうな人生だとする回答が、理想とする人生より男女とも大きく上回っています。

(男性)



(女性)



※集計対象：18～34歳の独身者。

「第16回出生動向基本調査」に従い集計

- ・結婚せず、仕事を続ける(非婚就業コース)
- ・結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける(DINKsコース※)
- ・結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける(両立コース)
- ・結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ(再就職コース)
- ・結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない(専業主婦コース)

※ DINKs Double Income No Kids の略で、共働きで子どもを意図的に持たない夫婦のこと。

図2-2 独身者の理想と現実のライフコース

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は18～34歳の独身者

子どもと家庭を取り巻く環境

独身女性の理想とするライフコースを過去調査と比較すると、「両立コース」の比率が調査を行うごとに増加し、令和6年度の調査では39.8%となりました。

一方、「再就職コース」の比率は低下して推移し、令和6年度の調査においては27.6%にまで低下し、「両立コース」と「再就職コース」の比率が逆転しています。「専業主婦コース」は平成26年度の調査で一度増加しましたが、令和元年度に大幅に低下し、令和6年度においては3.6%と過去最低となっています。

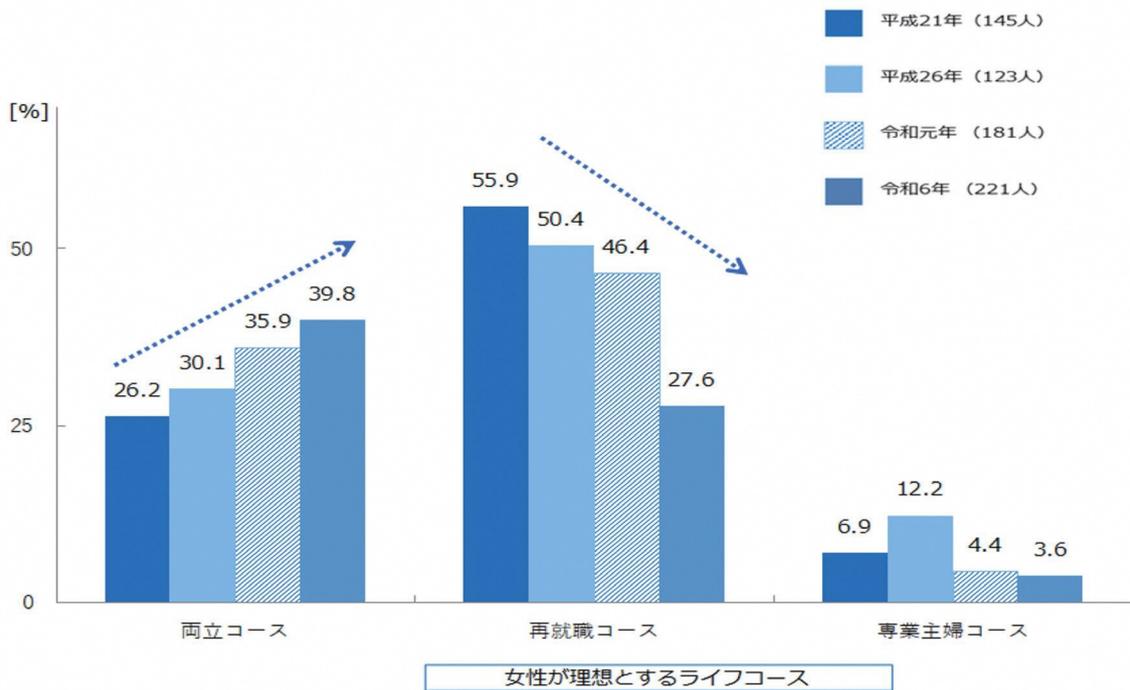


図2-3 独身女性が理想とするライフコース

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は令和6年は18～34歳の独身者、令和元以前は20～34歳の独身女性

(2) 男性の家事・育児の参画

仕事、家事、育児の時間では、すべての項目で男女差があり、特に家事時間に大きな違いがあります。共働き世帯が増加する中、全国的にも女性の仕事時間が増加し、家事時間が減少傾向にありますが、本県の女性の家事時間は男性の約9倍と依然として男女間で大きく乖離しています。

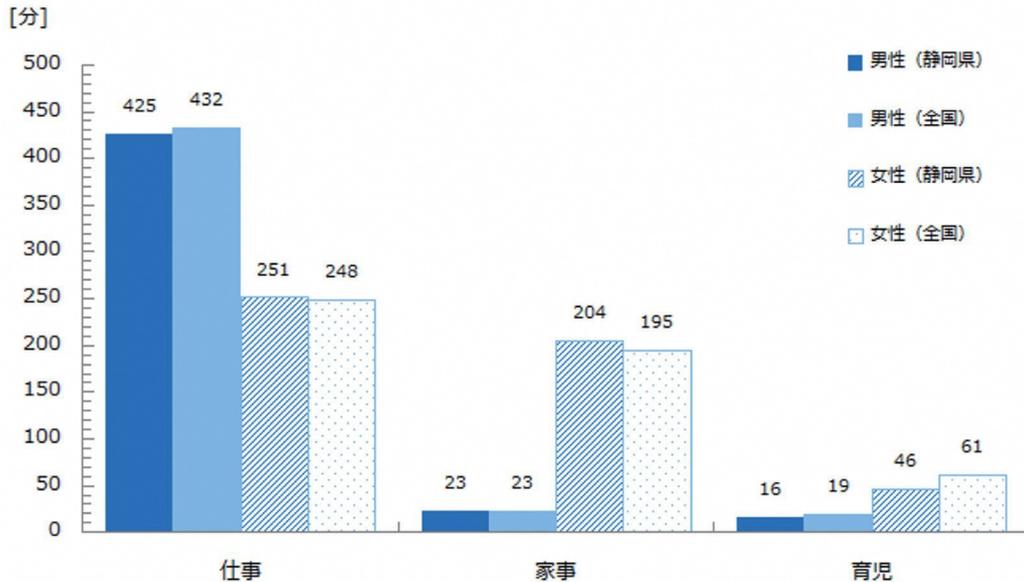


図2-4 こどもがいる共働き世帯の1日あたりの家事、育児、仕事時間
(出典：総務省「社会生活基本調査(R3)」)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、反対派は、男性60.7%に対し、女性79.0%と、男性よりも女性の方が反対派が多く、賛成派が少ない結果となっています。

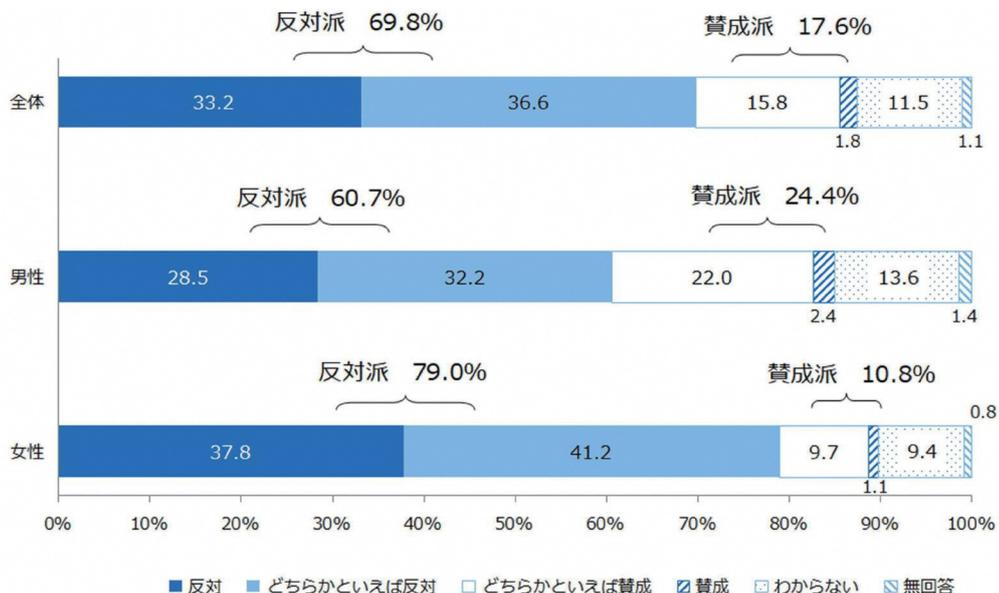


図2-5 男女の役割を固定的に考えることについての意識
(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査(R6)」)

こどもと家庭を取り巻く環境

育児休業取得率は、もともと女性は高い水準で推移していましたが、育児介護休業法の改正の影響等により、男性も年々上昇傾向にあります。令和5年の育児休業取得率は女性の88.0%に対して、男性は27.8%となり、男性の取得率は平成30年と比べると約3倍にまで上昇していますが、依然として低い水準です。

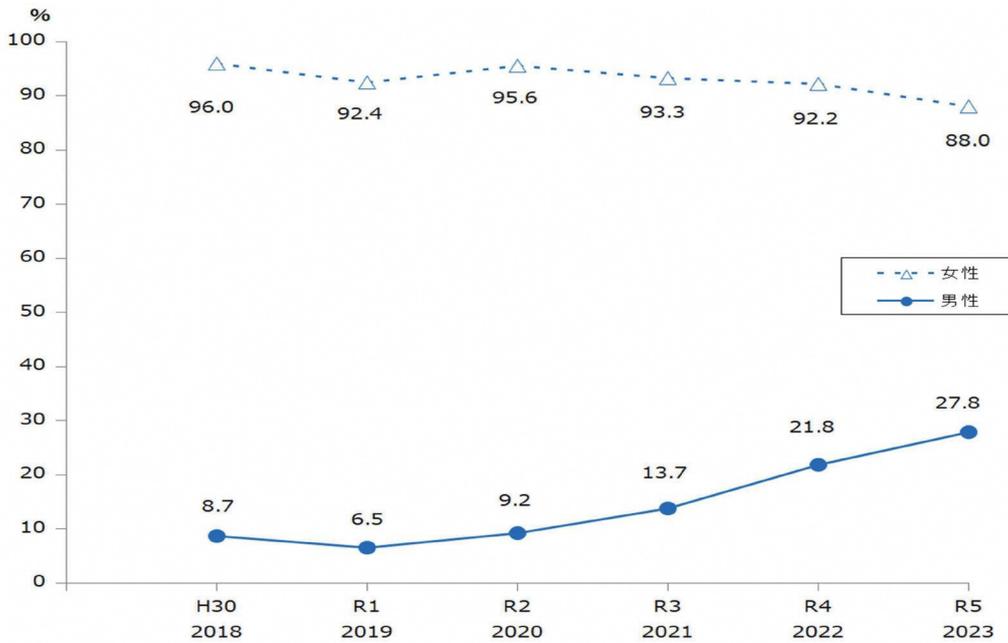


図2-6 育児休業取得率の推移
(出典：県労働雇用政策課「静岡県雇用管理状況調査(R5)」)

男性が育児休業を取得することについて、取ったほうがよいと考える人の割合は、男性・女性ともに8割を超えています。

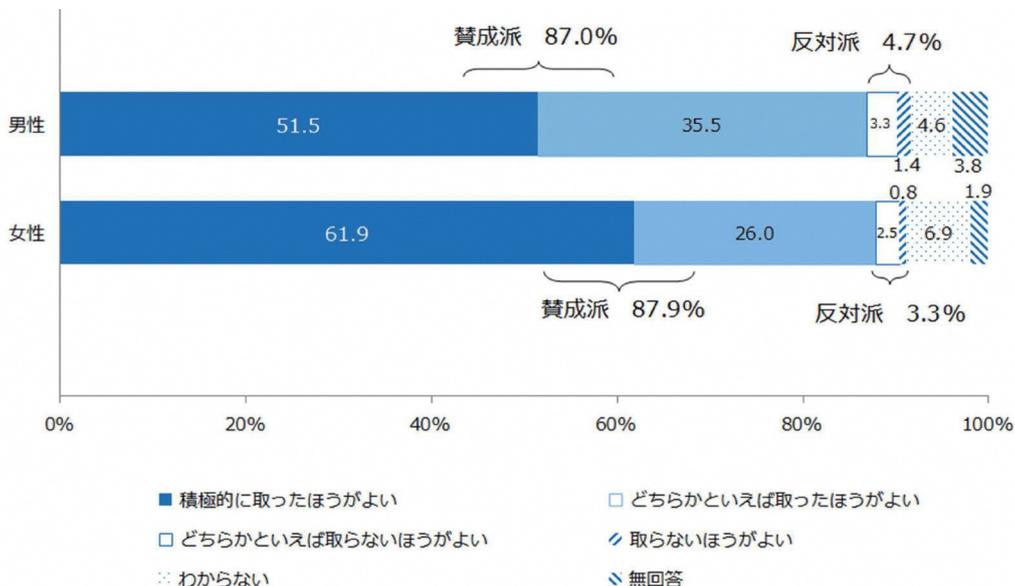


図2-7 男性が育児休業を取得することについて
(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査(R6)」)

(3) 保育所等の待機児童

保育所等利用待機児童数は、令和5年度まで減少傾向でしたが、令和6年度の県内における待機児童数は16人で、前年度の5人から11人増加しました。また、待機児童のうち、3歳未満児の割合も高い状況が続いています。

また、放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などにより需要が高まり、登録児童数が増えています。定員の拡大や職員の確保が追いつかないこと、定員に余裕があっても希望する学区の受入枠と合わないことにより、近年の待機児童数は横ばいの状況であり、解消されていません。

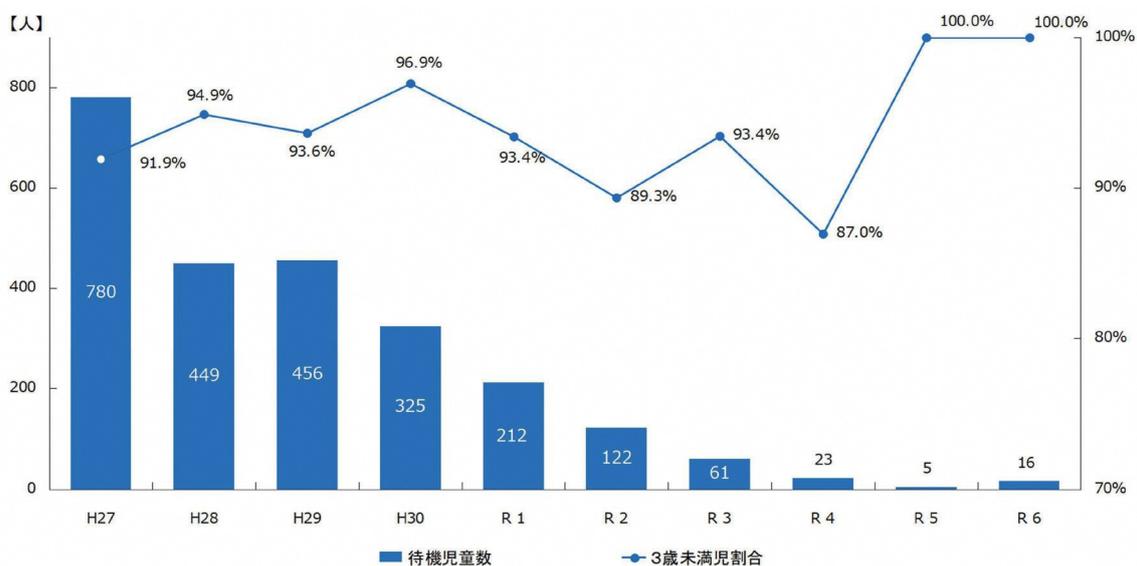


図2-8 静岡県における認可保育所等利用待機児童数
(静岡県こども未来課調べ) ※各年4月1日時点

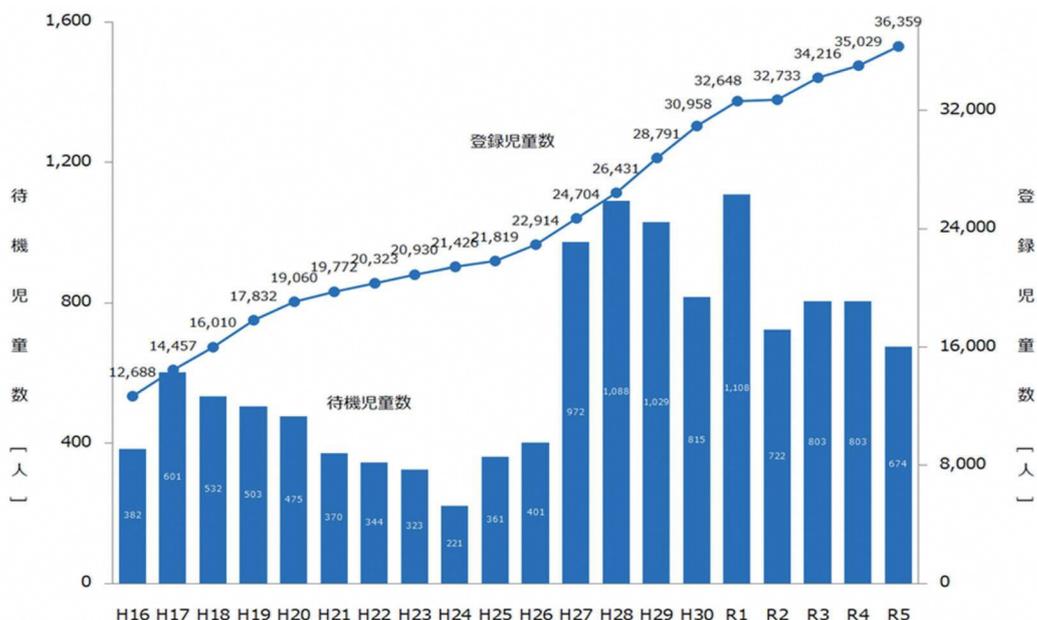


図2-9 静岡県における放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の年次推移
(出典：こども家庭庁「放課後児童クラブ実施状況調査」) ※各年5月1日時点、令和2年のみ7月1日時点

子どもと家庭を取り巻く環境

(4) デジタル社会

学齢が高まるにつれて、ネット依存度が増えています。中学生、高校生の約半数の生徒がネット依存中リスク以上にあります。

中リスクは、要注意、ネット・スマホの使い方をもう一度よく考え直す必要のあるレベル、高リスクは、早急な改善が必要、ネット依存傾向が非常に強いレベルとされています。

また、スマートフォン等の1日平均利用時間では、児童・生徒の4人に1人が、平均して1日4時間以上使用しています。

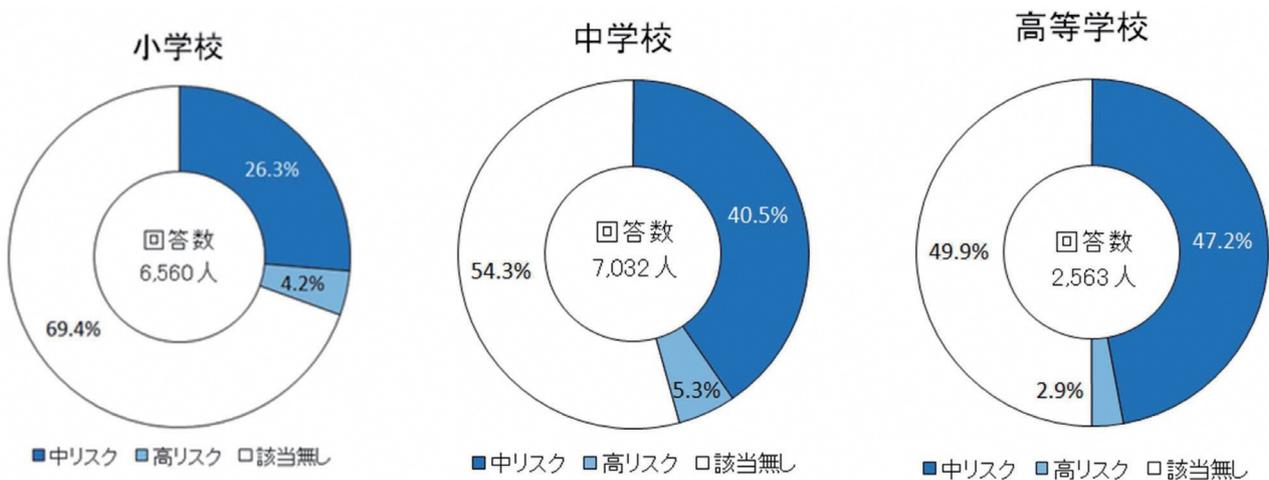


図2-10 ネット依存度判定システムの結果
(出典：県教育委員会「静岡県ネット依存度判定システム」)

※国際的に利用されているKスケールや、IATの質問項目を使い「高リスク」、「中リスク」、「リスクなし」の判定結果を表示するが、これは、あくまで目安であり、医療的判定ではない。

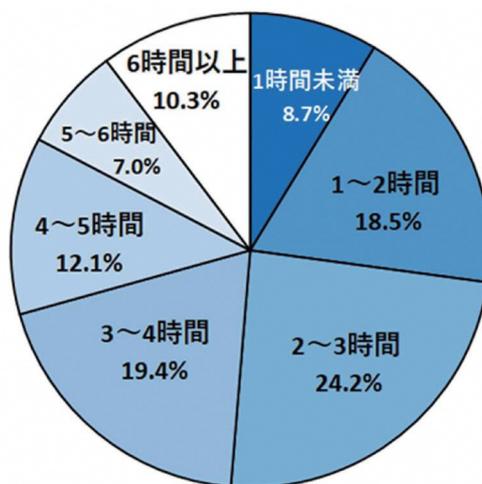


図2-11 スマートフォン等の1日平均利用時間
(出典：県教育委員会「学校対象調査(R5)」)

(1) 支援を必要とする子ども

全国のこどもの貧困率は11.5%となり、過去最悪だった平成24年の調査から改善していますが、依然として約9人に1人のこどもが貧困状態にあるとされています。

また、ひとり親世帯の貧困率も44.5%となり、低下傾向にありますますが、約2人に1人が貧困状態という厳しい状況にあります。

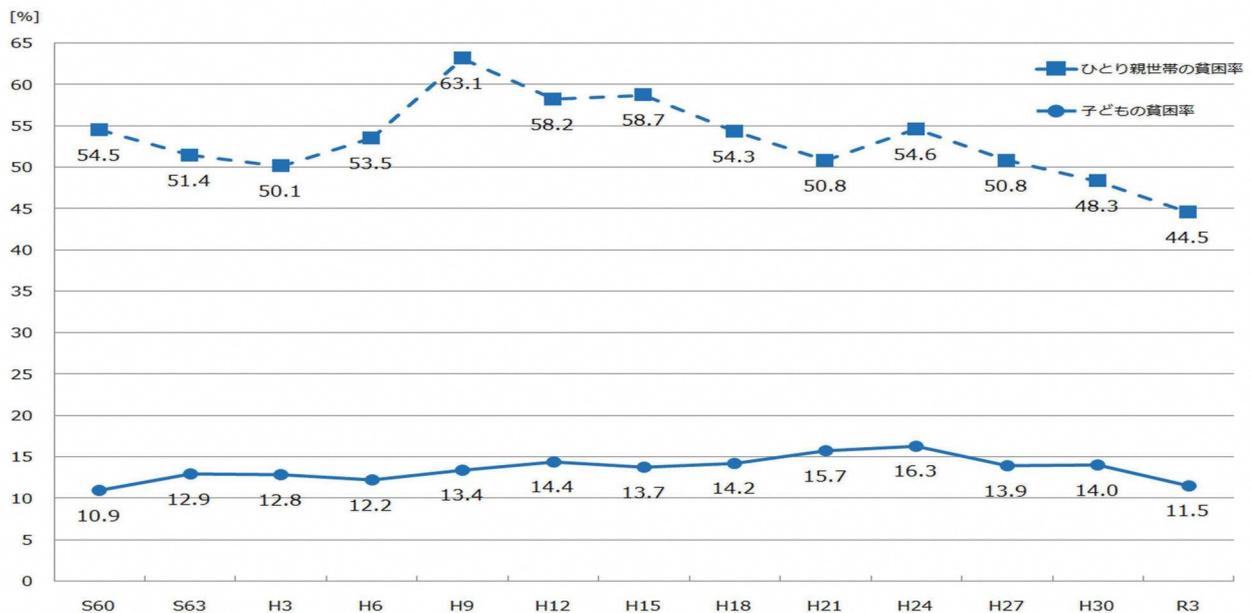


図3-1 こどもの貧困の状況
(出典：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」)

こども・若者が直面する問題

経済的困窮の経験の有無について、貧困層に相当する世帯では、貧困層に相当しない世帯に比べて、いずれの項目も経験が「あった(「何度かあった」+「頻繁にあった」)」割合が高く、特に「必要な食料が買えなかった」「必要な服が買えなかった」「学用品が買えなかった」「生活費が不足し、親族や金融機関からお金を借りた」では、差が大きくなっています。

こどもへの金品や機会等の提供の有無について、貧困層に相当しない世帯に比べていずれの項目でも「経済的にできない」と回答した割合が高く、特に「毎月お小遣いを渡す」「習い事(音楽・スポーツ・習字など)をさせる」「学校以外での学習(学習塾、家庭教師、通信教育など)をさせる」「1年に1回くらい家族旅行に行く」について、差が大きくなっています。

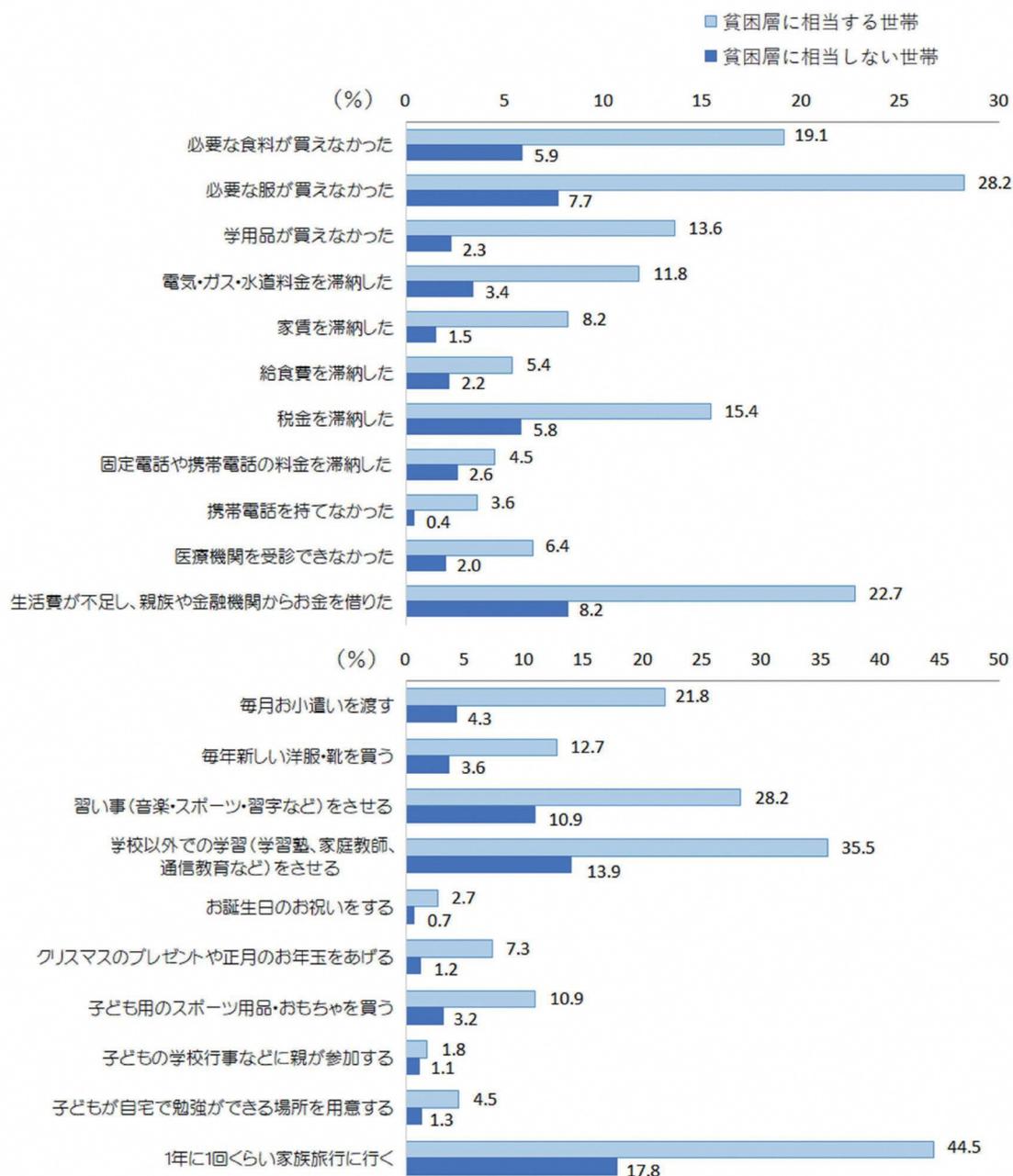


図3-2 経済的困窮の経験、こどもへの金品や機会等の提供
(出典：県こども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート(保護者)」)

朝食、学校が休みの日の昼食、夕食のいずれも、貧困層に相当する世帯では「毎日食べる」「いつも食べる」の割合が、貧困層に相当しない世帯に比べて低いです。

特に学校が休みの日の昼食は貧困層に相当する世帯では、5人に1人は食べないことがあると回答しており、貧困層に相当しない世帯との差が大きいです。

この1年間で出かけたことがある場所は、ゲームセンターを除くすべての場所で、貧困層に相当する世帯は貧困層に相当しない世帯に比べて、低い割合です。特に「図書館や博物館、美術館」「遊園地やテーマパーク」「友達の家」で差が見られます。

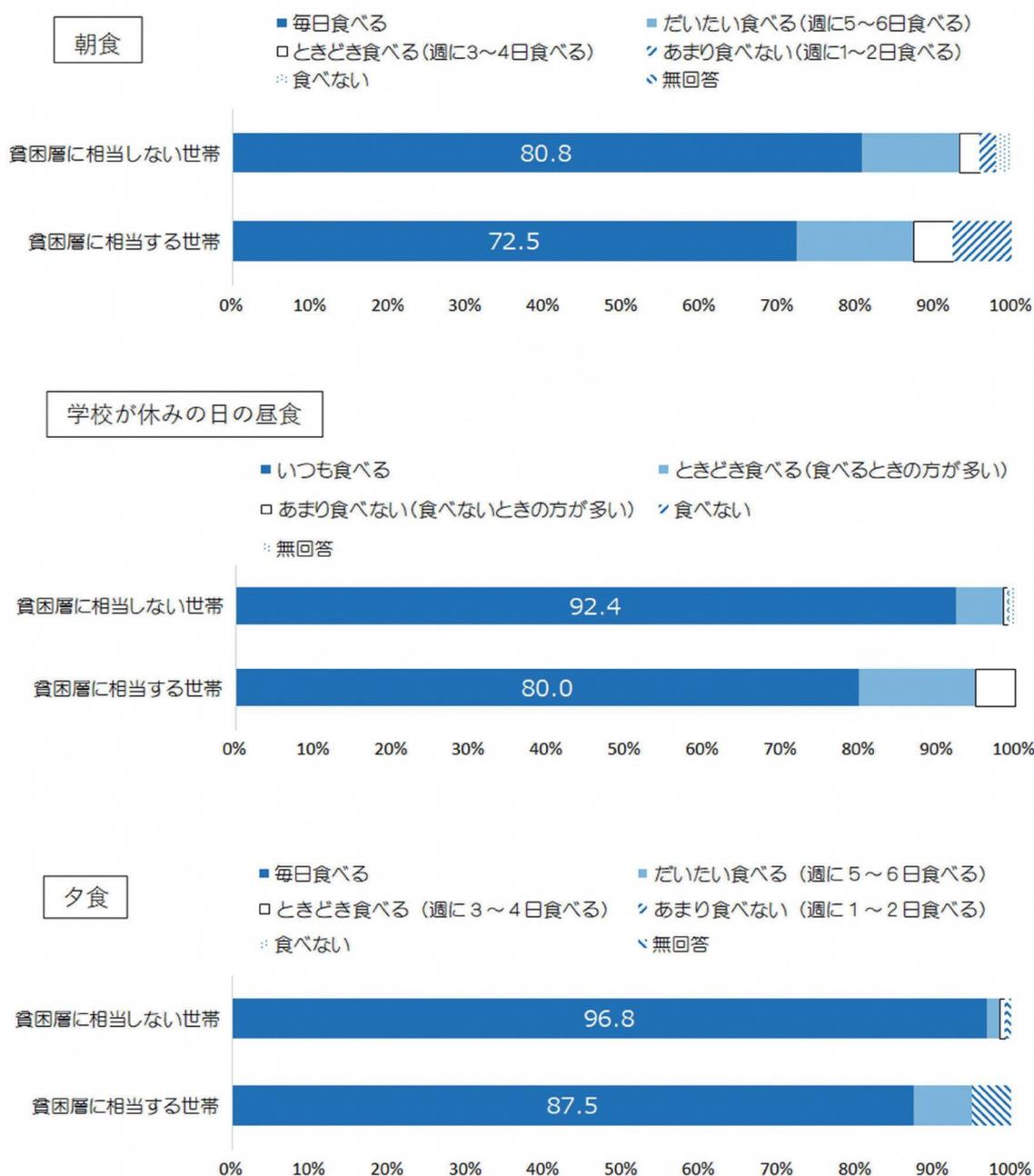


図3-3 食事の状況

(出典：県こども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート(こども)」)

こども・若者が直面する問題

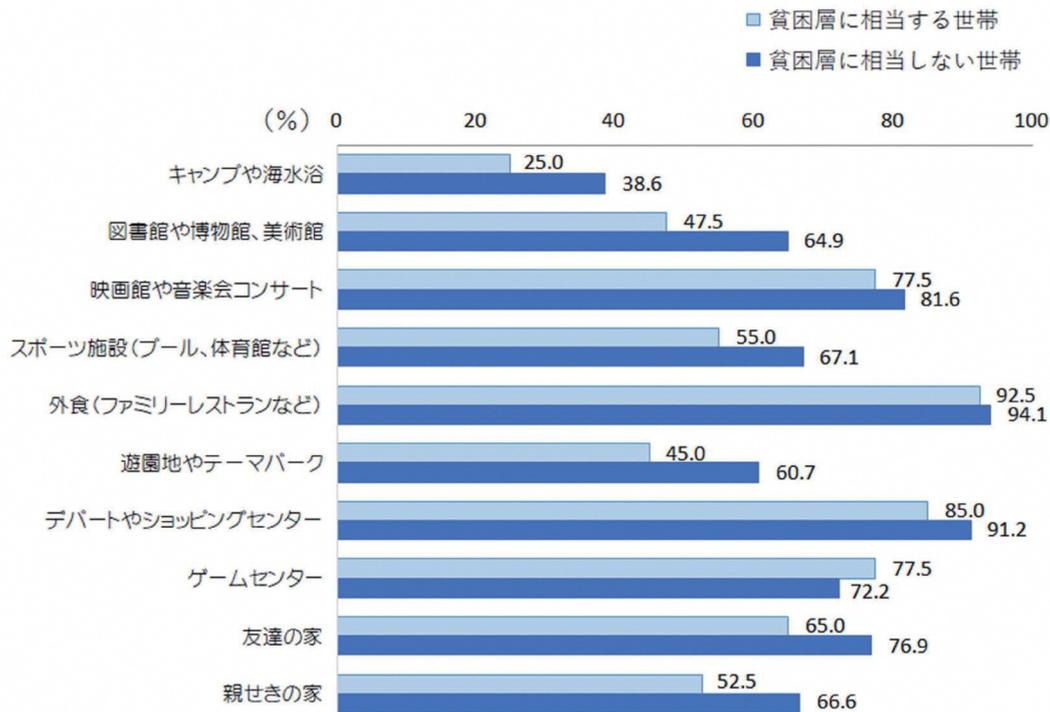


図3-4 出かけたことがある場所

(出典：県子ども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート(こども)」)

子育てをめぐる状況は厳しく、悩みを抱えながら子育てを行っている人々がおり、社会環境がめまぐるしく変化していく中で、児童虐待の発生件数は年々増加しています。

県内7ヶ所の児童相談所(政令市児童相談所含む)が対応した児童虐待相談件数は、平成2年度にはわずか26件でしたが、近年急激に増加し、令和5年度には3,554件になっています。

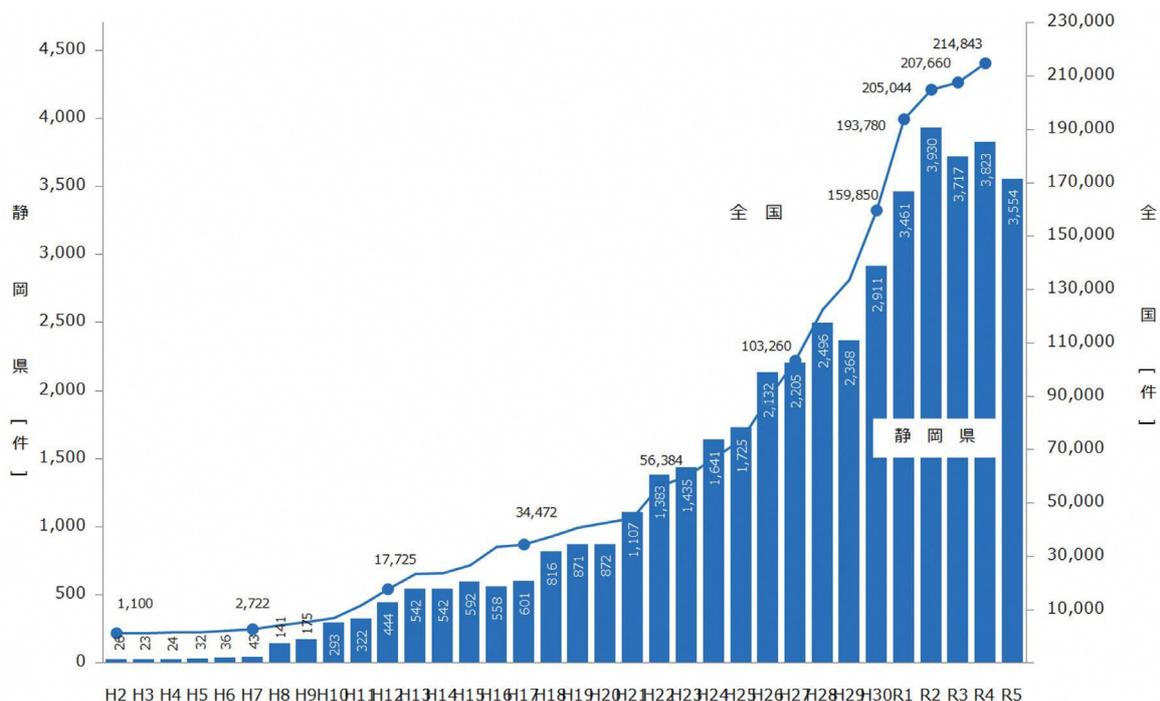


図3-5 児童相談所における児童虐待相談件数の推移

(静岡県子ども家庭課調べ)

こども・若者が直面する問題

県内のヤングケアラーの状況については、「家族のケアをしている」と答えたこども(小学校5年～高校生)は10,782人おり、家事や兄弟姉妹の世話、見守りなど、様々なケアを行っています。また、そのうち約4分の1のこどもが学校生活等に何らかの影響があると回答しています。一方、ケアが当たり前となり、そのきつさを感じられていないこどももいます。

項目	回答数	ケアをしている人の有無	
		いる	いない
合計	235,458	10,782 4.6%	224,676 95.4%
小学生計	60,244	3,034 5.0%	57,210 95.0%
中学生計	87,865	4,354 5.0%	83,511 95.0%
高校生計	87,349	3,394 3.9%	83,955 96.1%

図3-6 ケアをしている人の有無
(出典：県こども家庭課「令和3年度 ヤングケアラー実態調査」)

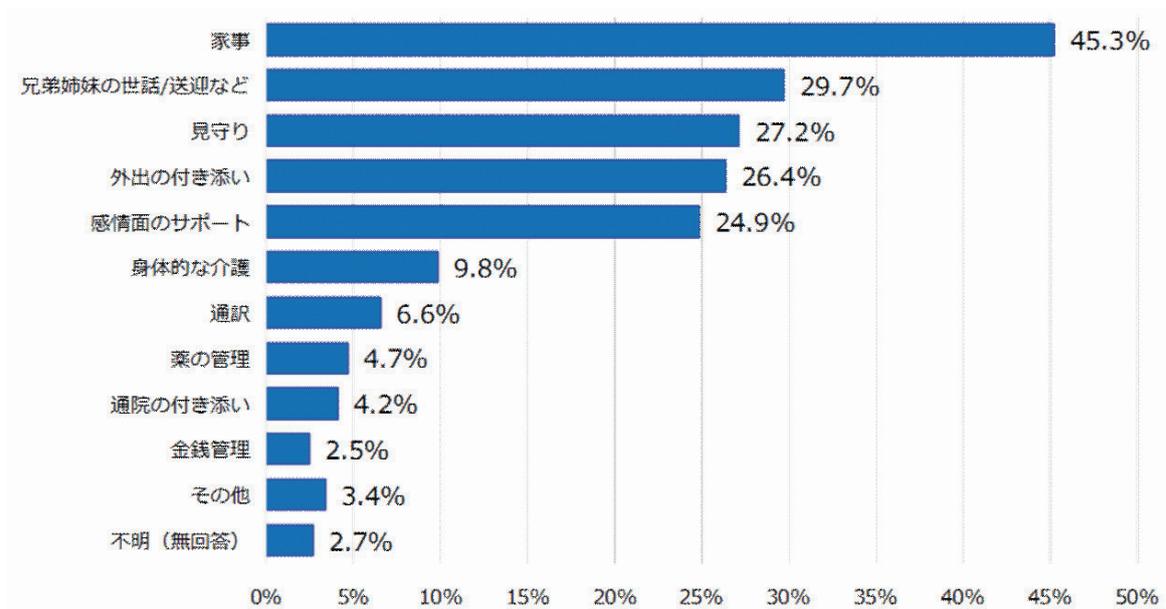


図3-7 ケアの内容
(出典：県こども家庭課「令和3年度 ヤングケアラー実態調査」)

子ども・若者が直面する問題

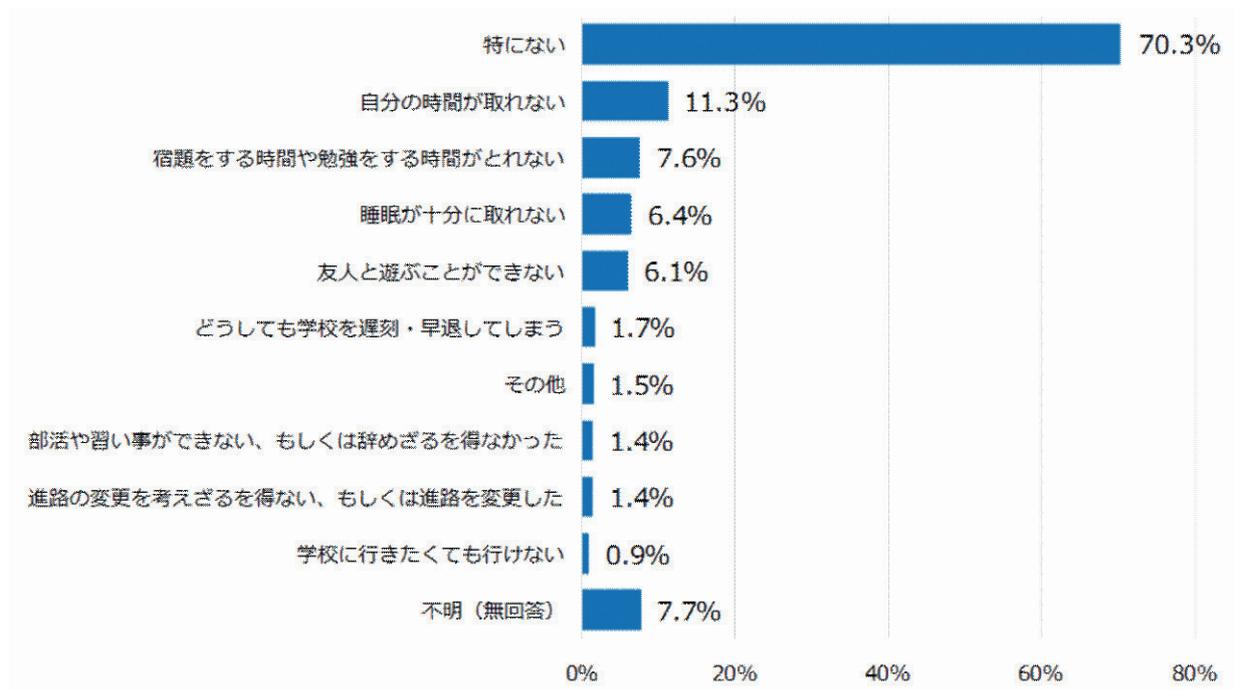


図3-8 ケアを行うことであてはまること
(出典：県子ども家庭課「令和3年度 ヤングケアラー実態調査」)

(2) 不登校・いじめ・自殺等

本県小・中・高等学校における不登校者数は、令和2年度以降全校種で増加しています。中途退学者数も、件数、比率共に増加傾向にあります。

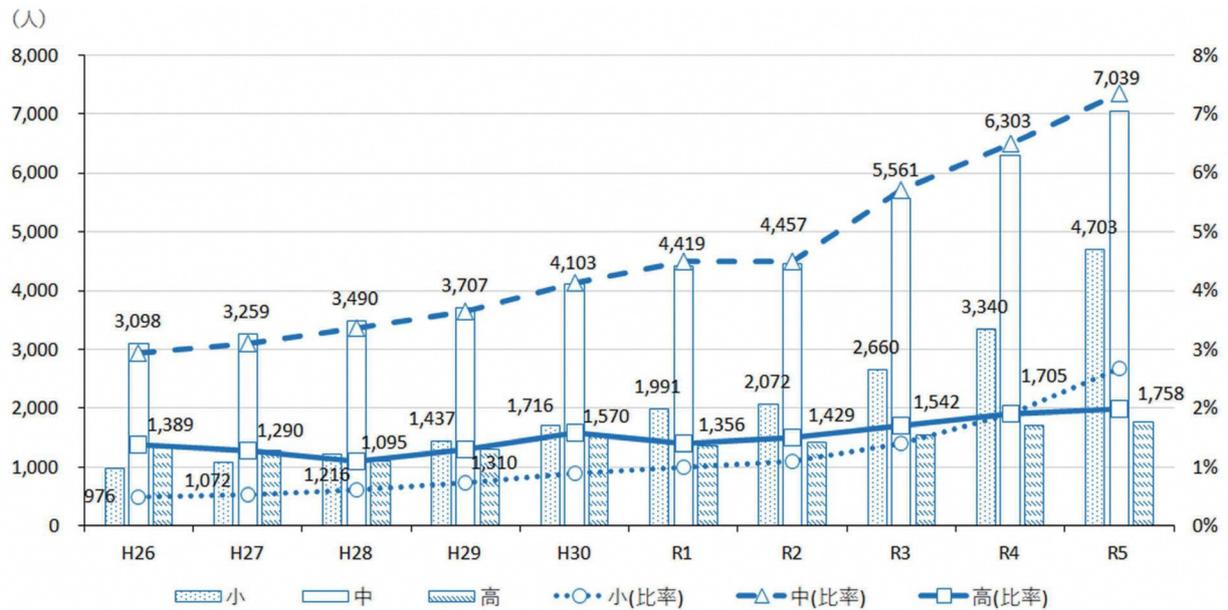


図3-9 静岡県の不登校者数と比率

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果」)

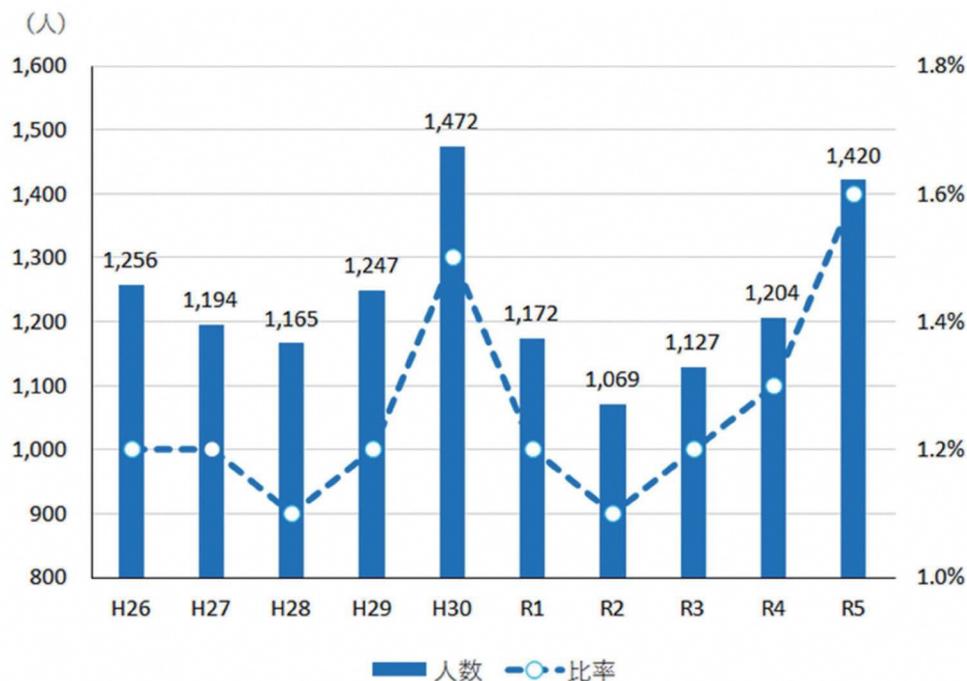


図3-10 静岡県の高校途中退学者数と比率

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果」)

こども・若者が直面する問題

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度を除き年々増加傾向にあります。これは、アンケートや教育相談などによる児童生徒への積極的な見取り・聞き取りが進んだことが一因と考えられます。

いじめ解消状況については大きな変化はないため、いじめに悩む児童生徒は依然として多数いると考えられます。これはSNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、見取り・聞き取りを丁寧に行うことで、安易にいじめを「解消済み」と判断しない姿勢が影響していると考えられます。

本県の小・中・高・特別支援学校の児童生徒に困ったことや悩み事等を相談できる人がいるかを尋ねた調査によると、約8割の児童生徒が、「かなり当てはまる」「まあ当てはまる」と回答しています。

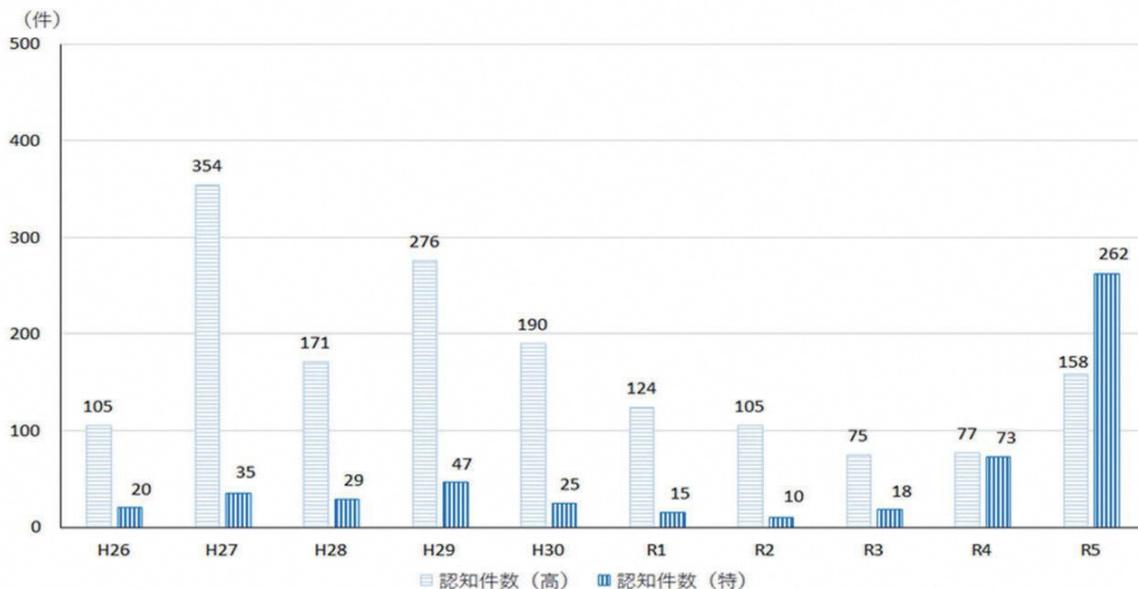
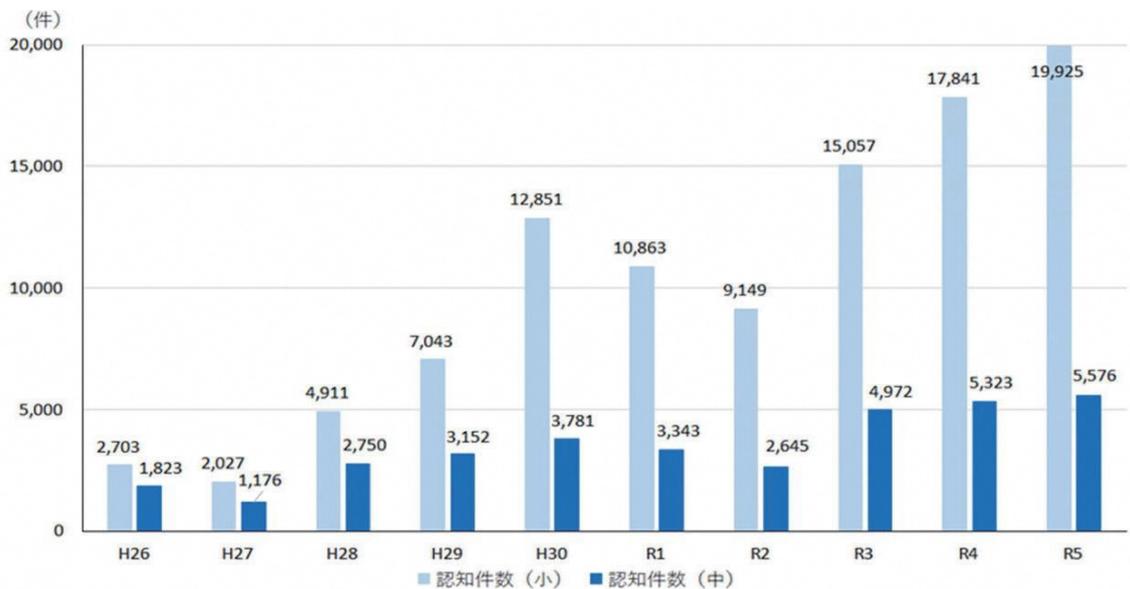


図3-11 静岡県のいじめ認知件数

(出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査結果)

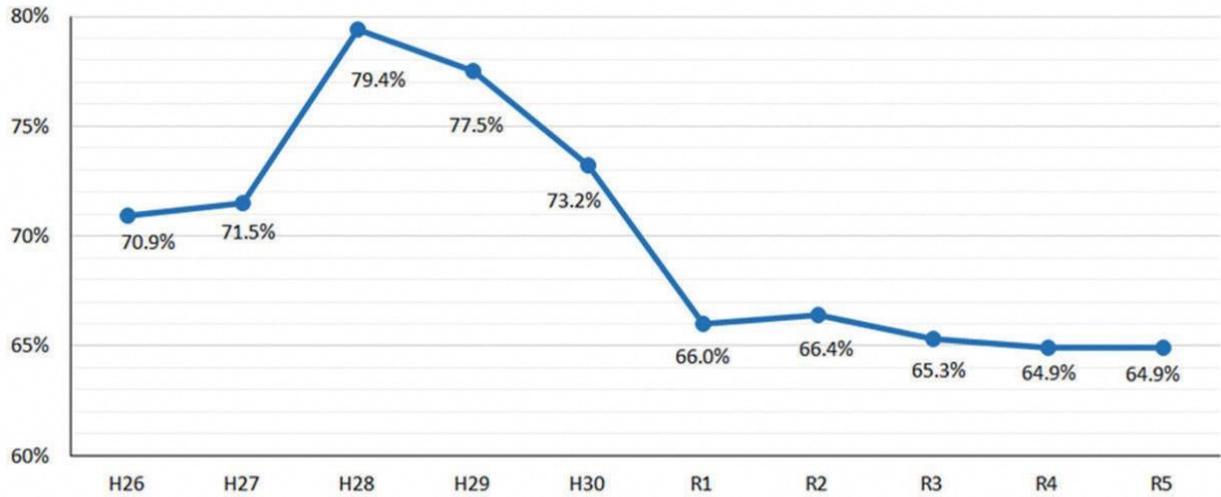


図3-12 静岡県の子じめ解消率(全体)

(出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査結果)

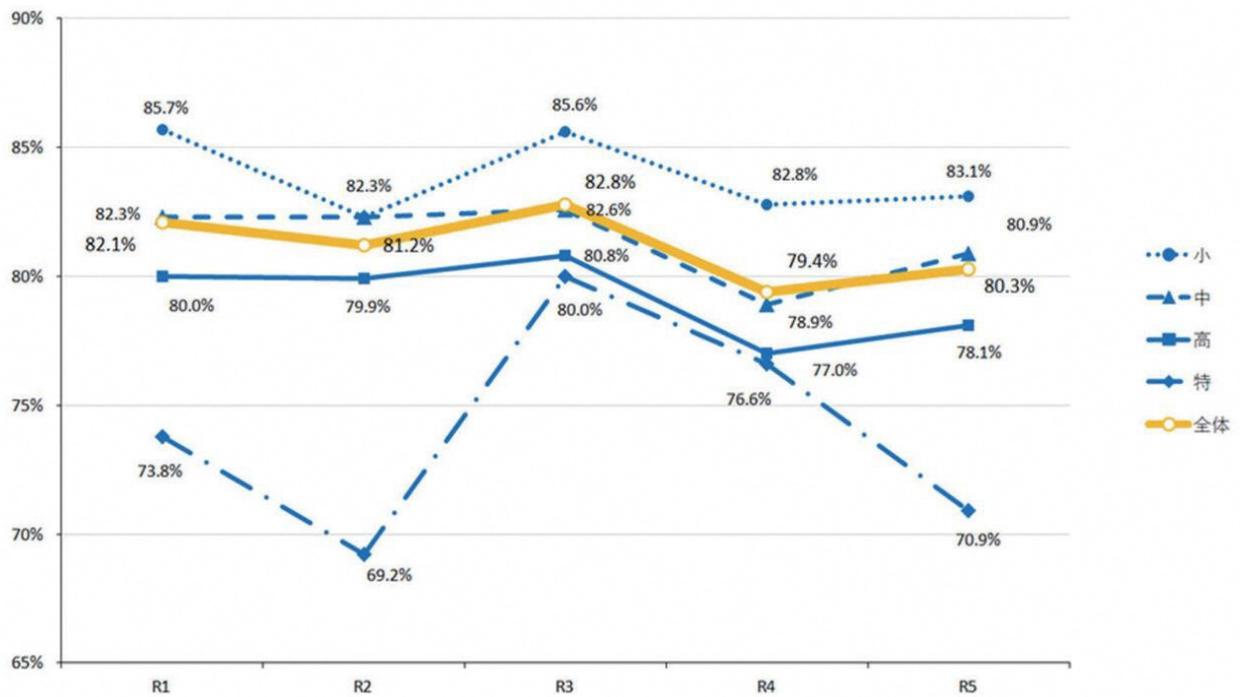


図3-13 学校に困ったことや悩みごと等を相談できる人がいる児童生徒の割合

(出典：静岡県教育委員会 学校対象調査(R5))

こども・若者が直面する問題

ニート(若年無業者)のこども・若者は令和3年度に全国で75万人おり、15～39歳人口に占める割合は2.3%となっています。

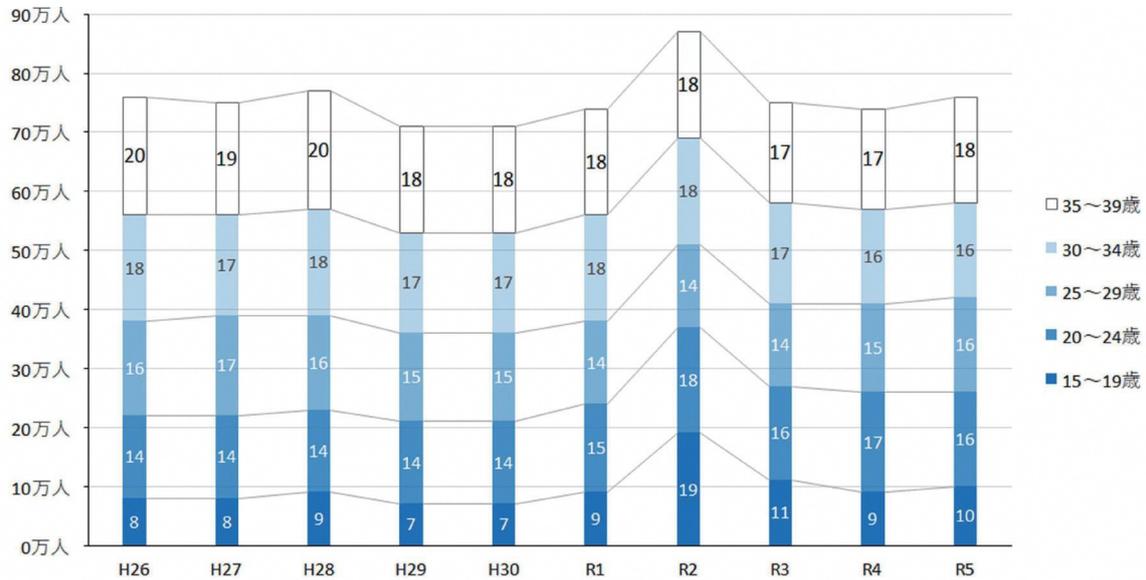


図3-14 若年無業者推移
(出典：こども家庭庁「こども若者白書(R 5年度)」)

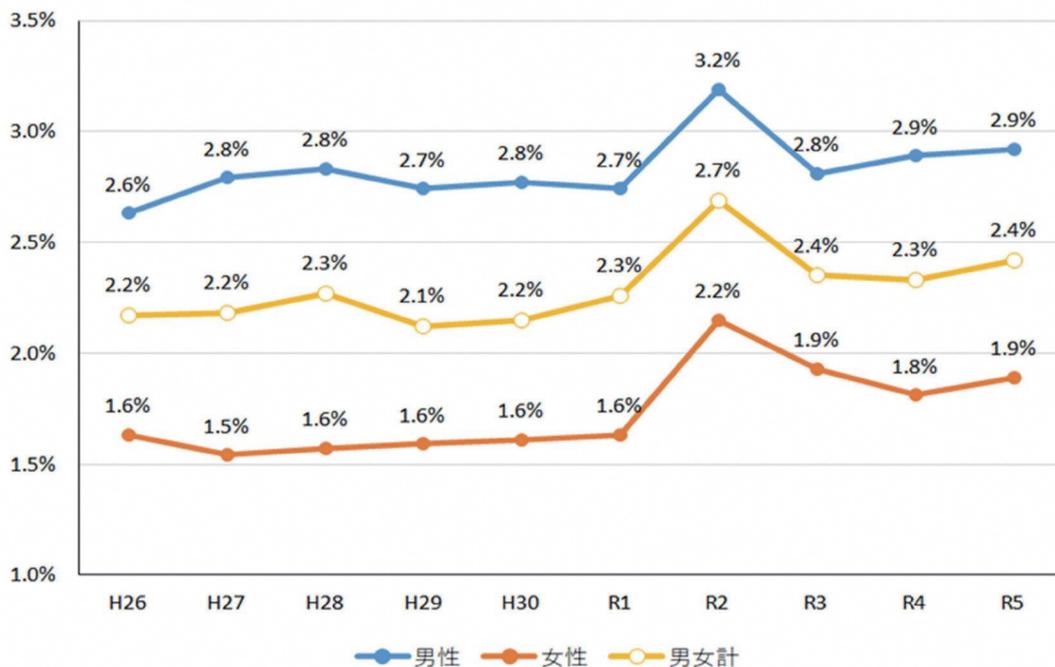


図3-15 15～39歳人口に占める若年無業者の割合
(出典：こども家庭庁「こども若者白書(R 5年度)」)

本県の若者(10～30歳代)の自殺者数は、全年代の自殺者数の25%強を占める状況が続いており、特に年代別死因では、平成18年以降、20～30歳代で自殺が死因の第一位である状況が続いています。

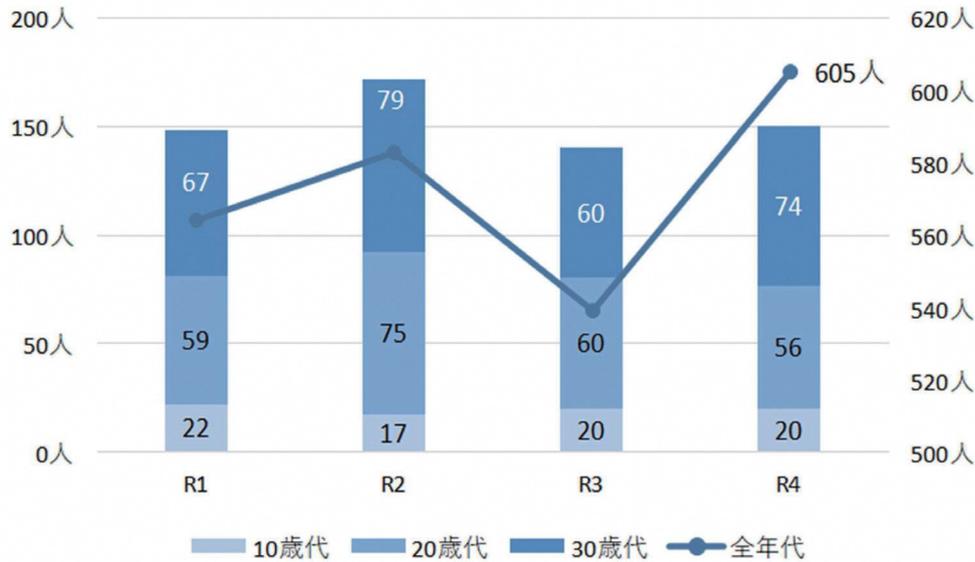


図3-16 年齢別自殺者の推移
(出典：人口動態統計、県精神保健福祉センター資料)

		10歳代	20歳代	30歳代	全年代
令和4年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	老衰
	3位	悪性新生物<腫瘍>・脳血管疾患・先天奇形, 変及び染色体異常	悪性新生物<腫瘍>	脳血管疾患	心疾患(高血圧性を除く)
令和3年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	悪性新生物<腫瘍>	悪性新生物<腫瘍>	悪性新生物<腫瘍>	老衰
	3位	不慮の事故	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)
令和2年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	老衰
令和元年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)・不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	悪性新生物<腫瘍>		不慮の事故	老衰

図3-17 全年代と10歳代から30歳代までの死因の上位
(出典：人口動態統計、県精神保健福祉センター資料)

こども・若者が直面する問題

(3) 多様性についての理解

こども・若者の意見聴取のためのオンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」では、「重要だと思っているこども・若者の課題」として「不当な差別・偏見」が選ばれたほか、「暮らしやすい静岡県になるために変えたいと思うこと」として、14%のこども・若者が「多様性・平等(差別のない社会や多様性の尊重に関する要望)」を選択しており、こども・若者にとって身近な課題として改善が必要であることが示されています。

区分	投票内訳						投票数	割合
	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生	大学生 ・専門学生	29歳までの 若者		
1 いじめ	19	80	41	36	4	6	186	13.1%
2 自殺	10	85	33	29	3	2	162	11.4%
3 児童虐待	10	66	25	22	2	5	130	9.2%
4 居場所のないこども (こどもの居場所)	14	40	24	25	5	2	110	7.8%
5 不当な偏見・差別	13	41	28	19	4	2	107	7.6%
6 こどもの貧困	11	43	16	25	1	2	98	6.9%
7 不登校	7	40	20	18	2	2	89	6.3%
8 障害児(者)	6	35	16	16	0	2	75	5.3%
9 依存症	2	26	20	12	0	5	65	4.6%
10 LGBTQ+	4	21	18	15	0	2	60	4.2%
11 ヤングケアラー	11	15	12	13	3	3	57	4.0%
12 慢性疾患・難病	6	33	5	6	1	0	51	3.6%
13 非行少年	7	22	11	7	1	2	50	3.5%
14 ひとり親	2	12	7	11	2	1	35	2.5%
15 親の離婚	6	11	14	4	0	0	35	2.5%
16 ニート	4	13	9	7	0	1	34	2.4%
17 ひきこもり	5	13	10	2	0	1	31	2.2%
18 若年妊婦	3	7	7	3	1	1	22	1.6%
19 その他	3	10	1	2	1	1	18	1.3%
計	143	613	317	272	30	40	1,415	100.0%
割合	10.1%	43.3%	22.4%	19.2%	2.1%	2.9%	100.0%	

図3-18 重要だと思っているこども・若者の課題
(出典：県こども未来課「こえのもりしずおか 第1回意見聴取(R6)」)

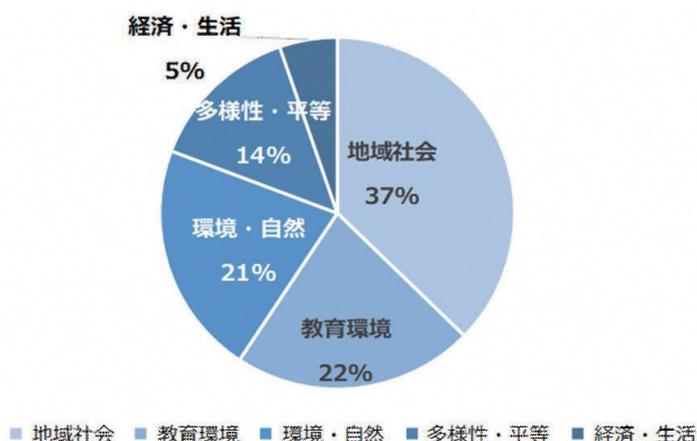


図3-19 暮らしやすい静岡県になるために変えたいと思うこと
(出典：県こども未来課「こえのもりしずおか 第1回意見聴取(R6)」)

(4) 予測困難な時代

本県の「ボランティア活動」または「社会貢献活動」をした児童生徒の割合は、令和5年度は31.6%と増加傾向にあります。しかし、地域活動に貢献する青少年指導者の令和5年度認定者数は1,344人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の半数程度にとどまっています。

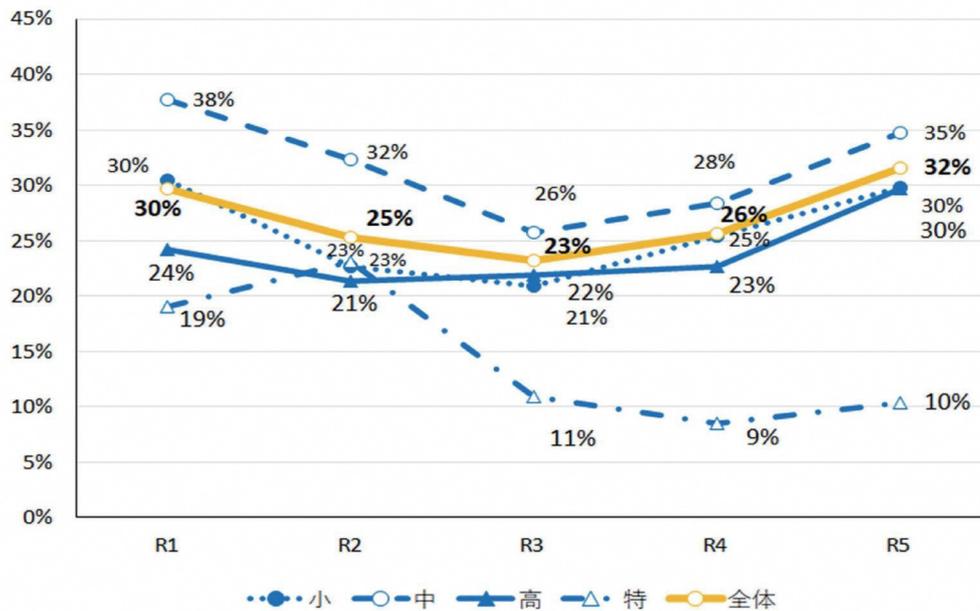


図3-20 土・日や夏休み等に「ボランティア活動」又は「社会貢献(奉仕)活動」をした児童生徒の割合
(出典：県教育委員会「学校対象調査(R5)」)

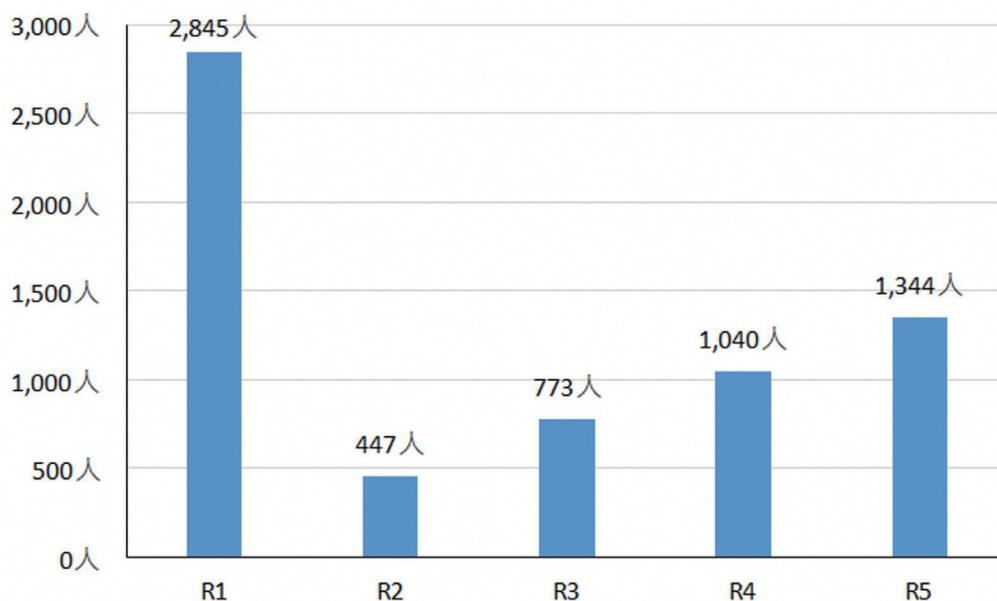


図3-21 静岡県青少年指導者認定者数
(出典：県教育委員会「社会教育課資料(R5)」)

1 目的

「しずおかこども幸せプラン」（静岡県こども計画）の策定にあたり、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」の活用、「こども・若者意見反映ワークショップ」を実施し、こども・若者から意見を聴取し、計画への意見反映を図った。

2 「こえのもりしずおか」について

- (1) 愛称 「こえのもりしずおか」(オンラインプラットフォーム「Liqlid」を活用)
- (2) 対象 小学生から29歳までのこども・若者
- (3) 実施方法 パソコン、スマートフォン、一人一台端末からWEBサイトに入り、登録した後、自由に意見を投稿
- (4) 開設日時 令和6年7月16日
- (5) 特徴 匿名投稿が可能で、対面では意見出来ないこども・若者でも意見を述べやすい。また、意見分析・集計結果をリアルタイムで、可視化して掲示でき、チャット機能など、登録者同士での意見交換も可能
- (6) 登録者・意見数 1,900名・1,898件(第3回意見聴取終了時点)
- (7) URL <https://shizuoka-pref.liqlid.jp/>
- (8) 実施概要 下記表のとおり、令和6年度中に3回意見聴取を実施



区分	期間	内容
第1回	令和6年7月16日～8月30日	家庭や学校生活での関心事や問題意識などを幅広く聴取
第2回	令和6年10月21日～11月15日	特定テーマの課題解決に向けた提案やアイデアを聴取
第3回	令和6年12月25日～令和7年1月22日	計画最終案の確認と意見の反映結果のフィードバック

3 「こども・若者意見反映ワークショップ」について

- (1) 対象 小学生から29歳までのこども・若者
- (2) 実施方法 東・中・西部の各地域、オンライン(全地域対象)で、計4回実施(期間：令和6年10月から11月)
- (3) 実施内容 参加者をグループ分けした後、「しずおかこども幸せプラン」に係るテーマをグループごと選択し、意見交換を実施。課題を解決するための意見等について、自由に意見交換を行った。
- (4) 実施結果 小学生から20代の若者の計36名から、約100件の意見を聴取

「令和6年度少子化対策に関する 県民意識調査」の概要

1 調査の目的

「しずおかこども幸せプラン」（静岡県こども計画）の策定にあたり、少子化対策や子育て支援施策を進める上での基礎資料として、県民の結婚や子育てなどについての意識を把握するために実施したもの。

2 調査の設計

- (1) 調査地域 静岡県全域
- (2) 調査対象者 静岡県内在住の18歳から49歳までの男女
- (3) 対象数 3,000人
- (4) 抽出方法 全市町の選挙人名簿から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送調査法(郵送配布—郵送回収とWEB回答)
- (6) 調査期間 令和6年7月19日～8月15日
- (7) 回収数(率) 1,048票(34.9%)

3 調査事項

- (1) 少子化について
少子化に対する意識、少子化の原因と思うもの
- (2) 子育てについて
子育てに対する意識(不安感・負担感)、必要(効果的)と思う子育て支援施策、
子育て環境、子育てをしてよかったこと・楽しかったこと 等
- (3) 仕事と家庭の両立について
育児休業の利用状況、結婚・妊娠・出産・育児による退職状況、
職場に求める出産・子育て支援制度 等
- (4) 婚姻状況について
配偶者の有無、独身理由、行政による結婚支援への意向、結婚する意思、
独身者の理想と現実のライフコース、既婚者夫婦が知り合ったきっかけ
- (5) こどもについて
こども数(理想、予定、希望)、こどもを持つ(持てない)理由、
理想こども数を持つために必要だと思う施策 等

4 調査の結果

静岡県ホームページに掲載

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/shoshika/1002868/1022126.html>

1 調査の目的

「しずおかこども幸せプラン」(静岡県こども計画)の策定にあたり、こどもの貧困対策を進める上での基礎資料として、県内の貧困の状況にあるこどもや家庭の実態を把握するために実施したもの。

2 調査の設計

- (1) 調査地域 静岡県全域
- (2) 調査対象者 静岡県内の小学生(5年生)、中学生(2年生)、高校生(2年生)、その保護者
- (3) 対象数 13,998人(こども6,999人、保護者6,999人)
- (4) 抽出方法 調査対象とする小中高等学校を地域性を考慮した上で、学校単位で抽出
- (5) 調査方法 県内の学校を通じて案内するweb調査
- (6) 調査期間 令和6年7月19日～8月27日
- (7) 回収数(率) こども調査2,442件(34.9%)保護者調査1,315件(18.8%)

3 調査事項

<こども調査>

- (1) あなたの健康のことについて
健康状態、就寝時刻、歯みがきや入浴の頻度、むし歯の状況、病気の際の対応
- (2) ふだんの生活のことについて
食事の摂取頻度、食事を一緒に食べる人、放課後の過ごし方、所有物、地域との関わり 等
- (3) 学校や勉強のことについて
学校生活での楽しみ、クラス内の成績、勉強の理解度、将来の進学希望
- (4) ふだん感じていること
自己肯定感、悩み事や相談相手の有無、いじめや不登校の経験、各種支援施策の利用意向、将来について

<保護者調査>

- (1) ご家族について
世帯の状況(世帯構成・人数等)、保護者の状況(健康状態・就労状況・最終学歴) 等
- (2) 世帯の経済的な状況について
世帯の手取り収入、暮らしの状況
- (3) こどもとの関わり、習慣について
こどもの基本的な生活・学習習慣、習い事の状況、保護者が希望するこどもの進学先
- (4) こどもを取り巻く環境・子育ての悩みについて
こどもへの金品や機会等の提供、経済的困窮の経験、悩み事や相談相手の有無
- (5) 各種支援・サービスについて
公的な支援制度の利用状況や情報の入手方法、各種支援施策の利用意向 等

4 調査の結果

静岡県ホームページに掲載

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/shoshika/1002868/1022126.html>

「地域子ども・子育て支援事業」として法定されている事業

(1) 利用者支援事業

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

●子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や家事・子育て等の支援を実施する事業

●児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎ等の支援を包括的に提供する事業

●親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための支援を行う事業

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児

童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業

(15) 乳児等通園支援事業

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園支援制度

(16) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

こども基本法(抄)

(令和4年6月22日、法律第77号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方自治体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

- 第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

- 第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
 - 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

- 第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

- 第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法(抄)

(平成21年7月8日、法律第71号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合

して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的

な方針

- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
- イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。
- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営む

ために必要な知識技能の習得を助けること。

- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、

支援を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。
- 3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない

地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律(抄)

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抄)

(平成25年6月26日、法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されな

ればならない。

- 5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
 - 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

こどもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律(抄)

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。
- 5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

子ども・子育て支援法(抄)

(平成24年8月22日、法律第65号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総

合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規

定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
 - 一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
 - 二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号ロを除く。)、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
 - 三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他

の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

- イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。))イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
 - 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
 - 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

- 二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
- イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第

一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

- 2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする

- する教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
 - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

次世代育成支援対策推進法(抄)

(平成15年7月16日、法律第120号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都

道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

静岡県子ども・若者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者施策が適正かつ円滑に行われるよう、関係機関等の連携の確保及び施策の推進に資するため、子ども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)第13条第3項の規定に基づき、静岡県子ども・若者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第10条第1項で規定する都道府県子ども計画(以下「県計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 県計画に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他協議会設置の目的を達成するために必要な事項

(組織及び運営)

第3条 協議会は、医療、保健、福祉、教育等に関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(部会)

第5条 協議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、他の委員の同意を得て、委員以外の者を部会員として指名することができる。部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員改選後最初の協議会又は会長及び副会長に事故があるときは、健康福祉部長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部子ども未来局子ども未来課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

委員名簿

(50音順、敬称略、◎会長、○副会長)

委員氏名	役職
石塚 力朗	日本労働組合総連合会静岡県連合会 ジェンダー平等・多様性推進局長
岩倉 睦弘	静岡県民生委員児童委員協議会 会長
種田 賢二	静岡県児童養護施設協議会（芙蓉会ひまわり園 園長）
貝瀬 佳章	静岡県高等学校長協会（藤枝北高等学校 校長）
加山 勤子	静岡県国際交流協会 事務局長
工藤 弥生	静岡大学教育学部 学生
國井 良子	静岡県男女共同参画センター交流会議 副代表理事
◎ 白井 千晶	静岡大学人文社会科学部 教授
○ 鈴木 恵子	静岡県青少年育成会議 副会長
鈴木 良則	静岡県経営者協会 専務理事
高山 優樹	静岡大学人文社会科学部 学生（こどもまんなか静岡 代表）
千葉 一道	静岡県私立幼稚園振興協会 理事長
土山 雅之	静岡県保育連合会 会長
恒友 仁	静岡経済研究所 専務理事
土肥 潤也	NPO法人わかもののまち 代表理事
永倉 みゆき	静岡県立大学短期大学部 特任教授
深澤 洋幸	静岡県医師会 理事
福井 孝子	静岡県校長会（沼津市立大仁北小学校 校長）
溝口 玲子	静岡県PTA連絡協議会 副会長
吉川 慶子	静岡県保育士会 会長

しずおか子ども幸せプランの策定経過

県民の皆様、子ども・若者の皆様から様々な御意見をいただき、静岡県子ども・若者施策推進協議会や静岡県子ども・若者施策推進本部における審議を経て、しずおか子ども幸せプランの策定を進めました。

(※静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会は、静岡県子ども・若者施策推進協議会の前身組織、ふじさんっこ応援推進本部は、静岡県子ども・若者施策推進本部の前身組織)

経過項目	年月日	内容
令和5年度第3回 静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援部会	令和6年3月1日	「(仮称)静岡県子ども計画」 柱立案の審議
令和5年度第3回 ふじさんっこ応援推進本部会議	令和6年3月19日	
少子化対策県民意識調査 子どもの生活アンケート	令和6年7月19日 ～8月9日	県民意識等の調査
オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」 による意見聴取（第1回）	令和6年7月16日 ～8月30日	子ども・若者意見聴取①
令和6年第1回 静岡県子ども・若者施策推進協議会	令和6年9月18日	「(仮称)静岡県子ども計画」 骨子案の審議
令和6年第1回 静岡県子ども・若者施策推進本部会議	令和6年10月10日	
子ども・若者意見反映ワークショップの開催 (オンライン1回、対面3回(東・中・西各1回))	令和6年10月 ～11月	子ども・若者意見聴取②
オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」 による意見聴取（第2回）	令和6年10月21日 ～11月15日	子ども・若者意見聴取③
令和6年第2回 静岡県子ども・若者施策推進協議会	令和6年12月18日	「しずおか子ども幸せプラン」 素案の審議
令和6年第2回 静岡県子ども・若者施策推進本部会議	令和6年12月18日 ～12月23日	
県民意見提出手続（パブリックコメント）	令和6年12月25日 ～令和7年1月22日	県民意見の募集
オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」 による意見聴取（第3回）	令和6年12月25日 ～令和7年1月22日	子ども・若者意見聴取④
令和6年度第3回 静岡県子ども・若者施策推進協議会	令和7年3月10日	「しずおか子ども幸せプラン」 案の審議
令和6年度第3回 静岡県子ども・若者施策推進本部会議	令和7年3月12日	
「しずおか子ども幸せプラン」の公表	令和7年3月末	計画策定・公表

用 語		内 容
あ 行	IHC	インターネット・ホットラインセンターの略。インターネット上の違法情報、重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報に関する通報を受理し、警察への通報、ウェブサイトの管理者等への削除依頼等行う組織のこと
	ICT	Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報コミュニケーション技術のこと
	アウトリーチ	学校や支援機関が家庭や地域に訪問し、働きかけること。子どもや家族が抱える問題を理解し、信頼関係を築き、支援や情報を提供することで、社会復帰や学びの場への参加を促す
	アグリスペシャリスト	将来の農業を担う人材のこと
	あすなる学習室	静岡県総合教育センターが発信している、誰でも、いつでも、学びたいときに学ぶ機会を提供するインターネット学習システムのこと
	アピアランスケア	医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと
	アントレプレナーシップ教育	急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出を目指す教育のこと
	イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと
	意見聴取等措置	都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施すること。子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない

用 語	内 容
意見表明等支援員	こどもの立場に立ってこどもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、こどもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁して伝達したりする者
意見表明等支援事業	児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象とし、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の支援を行うこと
移行期医療	慢性疾患を持っている小児の患者が、成人になっても引き続き診療が必要になる場合、小児期医療から成人期医療へスムーズな橋渡しを行う医療
いじめ	児童生徒等に対して、同じ学校に通う他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為。これにはインターネットを通じて行われるものも含まれ、対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じる場合を指す
いじめの防止等のための基本的な方針	児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよういじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する基本的な方針
いじめ防止対策推進法	いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする法律
1号認定	教育のみを希望する3歳から就学前のこどもが、幼稚園や認定こども園を利用するための認定
一時預かり	突発的な事業や社会参加、育児疲れなど、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業
一時保護	こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるもの
生命（いのち）の安全教育	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けること

用語解説

用 語	内 容
居場所カフェ	不登校の未然防止等を目的に、様々な課題を抱えた生徒が多く在籍する単位制定時制高校（令和6年度：三島長陵、静岡中央、浜松大平台）に設置し、生徒が気軽に立ち寄り、大学生や地域の社会人などのボランティアスタッフと交流ができる校内カフェを定期的開催している
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児者（18歳以上の高校生等を含む）
インクルーシブ教育	すべてのこどもがその多様なニーズに応じて個人に必要な「合理的配慮」が提供され、共に学び合う教育のこと
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態
HPVワクチン	HPVはヒトパピローマウイルスの略。ヒトパピローマウイルスは、子宮頸がん等のがんのほか、多くの病気の発生に関わっている
LGBTQ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称としてよく使用されている。LGBTにクエスチョニングやクィアの頭文字のQを加えた、性的マイノリティを総称する言葉。ほかにも、LGBTQ+など様々なバリエーションがある
「演劇の都」構想	静岡県の文化振興の特徴として、県立劇団SPACを核として演劇を活性化し、人材育成、県民交流、観光活用につなげることを目的に策定された構想
援助方針	こどもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々のこどもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するために具体的で実効性のあることが求められる
延長保育	保育認定を受けた乳幼児を、通常の利用日・利用時間以外に、保育所等において、保育時間を延長して保育を実施する事業
オンラインプラットフォーム	ネット広告、ネット市場、検索エンジン、SNS、アプリ市場、決済システム等の広範なネット上の活動の基盤のこと

あ
行

用語解説

用 語	内 容
確保方策	教育・保育を提供する認定こども園や幼稚園、保育所等の施設の定員数
家族再統合	実際に親子が再び一緒に暮らすこと（家庭復帰）を目標にした支援・指導・評価のプロセスのこと。施設措置等によって親子分離の生活形態となった親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子と一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援も含む
学習指導要領	「学習指導要領」は、文部科学省が定める教育課程の基準であり、全国どこの学校でも、学習指導要領に基づき教育課程が編成される。学習指導要領は、時代の変化や子どもたちを取り巻く状況、社会のニーズなどを踏まえ、約10年ごとに改訂され、新たな学習指導要領は2020年度以降小学校から順に実施
学童期	小学生年代
学校運営協議会	法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと
学校警察連携制度	児童・生徒の非行防止及び犯罪被害防止に向けた学校と警察の情報共有を目的に、連絡方法、内容等を定めた協定を締結し、相互連携の一層の強化を図るための制度。本協定により、児童・生徒の個人情報との連絡を相互に行うことが可能となっている
学校対象調査	静岡県教育委員会で、県教育振興基本計画の進行管理のためのデータ収集を目的として、学校・教職員（抽出）・児童生徒（抽出）を対象に毎年実施している調査
家庭教育支援員	県家庭教育支援基礎講座等で家庭教育支援の知識とスキルを学んだ地域人材で、主に、保護者同士が子育てについて話し合う交流会のファシリテーションを行う
家庭養育優先原則	国及び地方公共団体の責務であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるように児童の保護者を支援し、これが困難又は適当でない場合には、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境（里親等）」において継続的に養育されるようにし、これも困難な場合には「できる限り良好な家庭的環境（地域小規模児童養護施設等）」において養育されるよう、必要な措置を講じること

か
行

用語解説

用語	内容
企業内家庭教育講座	働きながら子育てを行う保護者に家庭教育の学びの機会を提供するために、県は家庭教育講座の講師を派遣し、企業内での家庭教育講座の開催をサポートする
キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するためのポートフォリオ
キャリアプランニング	児童生徒が、進路選択にあたって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえて総合的に考えること
共同学習	児童生徒が互いに協力し合いながら学び合うことで、知識やスキルを深める学習方法。コミュニケーション能力や問題解決力が育まれる
クラウドファンディング	インターネット等を介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること
クラウドワーク・サービス	ウェブサイトやアプリ等のインターネットを介して、不特定多数の人材に業務を外注する、クラウドソーシング（crowd：群衆+sourcing：業務委託、調達）を活用した働き方を提供するサービス
「くるみん」認定	「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定。次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標の達成など一定の基準を満たした企業が認定される
ケアリーバー	児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のこと
結婚支援コンシェルジュ	各市町や地域における結婚支援の取組の質の向上を図るため、ふじのくに出会いサポートセンター内に配置する専従職員
ゲートキーパー	自殺予防の早期対応を図るための人材で、身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人
ゲーム障害	ゲームをする時間や頻度を制御できない、ゲームを最優先にする、健康や家族関係等を損なう問題が起きているのにゲームをやめられない、といった状態が概ね12ヶ月以上続いている状態
校内教育支援センター	学校に行きづらさを感じている児童生徒への早期の支援を目的に、教室とは別の場所で学習指導や相談支援を実施する居場所のこと

か
行

用語解説

用語		内容
か 行	交流籍	特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校と交流するために置く副次的な籍のこと
	国際バカロレア教育	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラム。国際的な視点と批判的思考を育む教育プログラムで、大学進学準備に適した国際基準のカリキュラムを提供
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと
	固定的な性別役割分担意識	「男は仕事、女は家事・育児」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識
	こども基本法	こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律のこと。令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に施行された
	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月に閣議決定された
	こども食堂	地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格でこどもたちに食事と居場所を提供する取組
	こども家庭センター	市町村における「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。令和4年改正児童福祉法により、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとされた
	こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を配置していくため、令和4年改正児童福祉法により創設された認定資格。児童や家庭への相談支援等によるソーシャルワークを行う「児童相談所や市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設」への配置が想定されている
	子ども健全育成支援員	こどもの教育や児童福祉に関する専門知識を備え、こども及びその世帯への生活、通学及び進学への個別支援を行う支援者
こどもの居場所	こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである	

用語解説

用 語	内 容
こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）	1989年に国連で採択された、こどもの基本的人権を国際的に保障するための条約。18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様にひとり人間としての人権を認めている
子供の性被害根絶プログラム	政府の「犯罪対策閣僚会議」で策定された「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」を踏まえ、平成29年10月、本県警察において、こどもの性被害防止を目的に策定されたプログラム 同プログラムでは ① 被害実態・端緒情報の把握と取締りの強化 ② 被害少年の早期発見・早期支援の推進 ③ ツール等に着眼した対策の推進 ④ 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動の推進 の4つの柱を重点項目に掲げ、こどもの性被害防止対策に取り組んでいる
こどもの育ち	こどもが自ら成長すること
こどもの貧困率	国民一人ひとりの等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員数の平方根で割って得られた所得）を算出し、その中央値の半分の額（貧困線）を下回る者の割合を相対的貧困率という。こどもの貧困率は、18歳未満のこども全体に占める、貧困線を下回るこどもの割合
子供・若者育成支援推進強調月間	11月を強調月間とし、子供・若者育成支援活動への理解を深めたり参加したりすることにより、家庭、学校、職場、地域社会が一体となって取り組む県民運動のこと
個別最適な学び	こども一人ひとりに応じた指導や、こども自身の自分に合った学習などのこと。協働的な学びと一体的に充実させていくことが求められる
個別の指導計画	障害のある児童生徒など一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために学校が作成するもの
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校づくりを進める「学校運営協議会」を設置している学校のこと
合計特殊出生率	年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が平均して一生の間に産むこどもの数に相当

か
行

用語解説

用 語	内 容
サイエンススクール	理数科設置10校を指定し、将来の国際的な科学技術系人材の育成及び地域の理数教育推進のための取組を実施
サイバーパトロール	インターネット上の違法情報・有害情報を検索すること
サイバーボランティア	静岡県警察ヤング防犯ボランティア「しずおか・ぴーす」に登録している大学生等のうち、サイバーパトロールによるサイバー空間の浄化活動を行う者
サテライトオフィス	企業・団体の本社や主要拠点から離れた場所に設置されたオフィス。事務所物件の購入又は賃貸により自社で整備するもののほか、「コワーキングスペース」「レンタルオフィス」「シェアオフィス」といった、運営者が存在する施設に入居する形態がある
里親	保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子どもたちを、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育する者。希望する者で都道府県知事が子どもを委託する者として適当と認め、里親名簿に登録された者
3号認定	家庭で必要な保育を受けることが困難である満3歳未満の子どもが、保育所、認定子ども園、小規模保育事業所等を利用するための認定
産後ケア	産後一定の期間のお母さんと赤ちゃんに対し、自宅や医療機関等において、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援するもの
産婦健康診査	産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期に医療機関や助産所で産後のからだところの状態を確認する健康診査
CEFR	Common European Framework of Reference for Languagesの略で、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のこと。A1～C2までの6段階を基本区分としている
JETプログラム	「外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称。外国青年を任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと

さ
行

用語解説

用 語	内 容
ジェンダー	生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会通念や慣習の中にある社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）と呼ぶ。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている
ジェンダーアイデンティティ	自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されているもの
思春期	中学生年代からおおむね18歳まで
静岡県教職員人材バンク	公立小・中学校（政令市を除く）、静岡県立高等学校、静岡県立特別支援学校等の「臨時的任用職員（教諭等）」「会計年度任用職員（非常勤講師等）」や、生涯学習（文化・芸術、スポーツ、教養等）の分野で活躍していただく人材の登録システム
静岡県学校警察地域連絡協議会	児童生徒の健全育成及び非行防止について、県下各地区の学校警察連絡協議会と連携をし、広域的な情報交換や問題事項の調査研究及び協議を行うために設立
静岡県子育て未来マイスター	地域子育て支援拠点に従事する職員を対象とした、相談援助等の知識や技術を習得するための「静岡県子育て未来マイスター研修」を修了した者
静岡県子ども読書アドバイザー	家庭・地域・学校における読書活動の充実を図るため、各市町で活躍する「子ども読書」のエキスパート。各市町で活動するボランティアの中から、各市町の推薦を受けた読書ボランティアを対象に、県が養成し、認定している。35市町すべてに配置されている
静岡県子ども・若者支援ネットワーク	子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会として設置。情報共有や支援活動を行うネットワークで、知事部局、教育委員会、警察本部等地域の子どもや若者を支援するための関係課で構成
静岡県次世代育成支援企業	仕事と子育ての両立を図るための職場環境づくりや男女共同参画社会づくり等に積極的に取り組む企業。愛称「このとりカンパニー」
静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇特別部会	児童相談所が施設入所措置などを行う場合の専門性と客観性を高めるとともに、児童の権利を擁護するため、知事の諮問に対して意見を述べる組織
静岡県版父子手帳	妊娠初期から出産前後の女性に対するサポートや、こどもが3歳になるまでに男性ができる家事や育児のポイントをイラストを交えて視覚的に説明し、男性の家事・育児参加を支援する冊子。愛称「さんきゅうパパになるう！シェアワセBOOK」

さ
行

用語解説

用 語		内 容
さ 行	静岡県ふじのくにジュニア防災士	災害から自分の命を守ることができる人、家庭の防災リーダーとなる人、地域の防災リーダーとして期待される人として、指定講座等を受講し、知事認証を受けた小学4年生から高校生までの児童生徒
	しずおか子育て優待カード	各市町が18歳未満のこどもの保護者と妊娠中の方を対象に配布。こども同伴で協賛店舗を利用し、提示することで、各店舗・施設独自の「子育て応援サービス」を受けることができるカードのこと
	しずおか就職net	県内企業情報や就職イベント情報を掲載する就職支援情報サイト
	しずおかジョブステーション	幅広い世代の求職者を対象に、就職支援を行う機関であり、東・中・西部の県民生活センター内に設置
	しずおかバーチャルスクール	静岡県教育委員会が運営している、学校以外の新たな学びの場の1つとして、1人1台端末でアクセスできる仮想空間。自分のペースに合わせてバーチャルスクール内で学習・交流・体験ができる
	しずおかりトルベビーハンドブック	静岡県版小さく生まれた赤ちゃんとその保護者のための母子手帳
	自然体験回復プログラム「つながりキャンプ」	県内の小学5、6年生・中学生を対象にし、自然体験活動や認知行動療法等を取り入れた宿泊プログラムを通して、自身の生活習慣を振り返り、ネットの利用を自分でコントロールする力を養うキャンプ
	指定難病	難病（発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの）のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達せず、かつ、客観的な診断基準が確立しているもので、当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定するもの

用語解説

用 語	内 容
児童自立生活援助事業	義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業。自立援助ホームで実施する形態を「Ⅰ型」、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設で実施する形態を「Ⅱ型」、ファミリーホーム又は里親の居宅で実施する形態を「Ⅲ型」という
児童心理司	児童やその保護者などの相談に応じ、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断、また、必要な助言や指導を行う者
児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市等が設置する児童福祉行政の中核となる機関。児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定、指導、措置を行う機関
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、高校生年代までの児童を養育している父母等に支給される手当
児童福祉司	こどもの福祉に関するこどもや保護者からの相談に応じ、支援や調査を行う者
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対して支給される手当
児童訪問援助員	ひとり親家庭等のこどもから悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面、学習面の指導を行い、こどもが気軽に相談することができる大学生等のこと
児童養護施設	保護者のないこども、虐待されているこどもなど、環境上養護を要するこどもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は、1歳以上18歳未満だが、必要がある場合には20歳まで延長することが出来る
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的に見て、著しく乏しい状態
社会的養護	様々な事情により家庭で暮らすことのできないこども達を家庭にかわって、公的に養育する仕組み

さ
行

用語解説

用 語	内 容
社会的養護自立支援拠点事業	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行い、将来の自立に結びつける事業
社会に開かれた教育課程	地域社会や企業と連携し、実社会のニーズに応じた学びを提供し、こどもたちが社会で必要な力を身につけるための教育課程のこと
周産期	妊娠22週から出生後7日未満までの期間
周産期母子医療センター	妊産婦死亡や新生児の異常を防ぐため、妊娠中毒症、糖尿病などにより患っている危険度の高い妊婦を、胎児心拍モニター、人工呼吸器、超音波断層診断装置などの高度な機械設備を備えた施設に収容して、分娩前から管理するとともに、新生児集中治療と直結し一貫した母子医療を施すことを目的とした施設
習熟度別学習	児童生徒の学習理解度や能力に応じて、異なる教材や指導方法を用いることで、個々の学びを最大限に引き出す教育方法
重症心身障害児(者)	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方で、そのうち18歳未満の方を重症心身障害児、18歳以上の方を重症心身障害者という
主体的・対話的で深い学び	児童生徒がどのように学ぶのかを示した授業改善の視点であり、児童生徒が自ら考え、他者と対話しながら学ぶことで、知識を深め、資質・能力を育む学び
障害者差別解消条例	障害者差別解消法の趣旨に則り、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。差別の解消の推進に関する県の責務及び県民等の役割や、施策の基本となる事項等について定められている
小規模保育事業所	満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6～19人以下で保育を行う施設

さ
行

用語解説

用語		内容
さ 行	食育	食事を通じて、豊かな心や社会性を養い、自らの健康管理ができるようにするなど、「食の自己管理能力」を身に付けることであり、学校給食を中心に、家庭・地域と連携を取りながら、健康教育の一環として、学校の教育活動の全体を通して幅広く行われている
	小児救急リモート指導医相談支援	適切な小児医療の提供及び小児二次救急医療機関の医師の負担軽減を図るため、遠隔で指導医が診療を支援
	小児慢性特定疾病	児童期に発症する疾病で、慢性に経過する、生命を長期にわたって脅かす、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる、長期にわたって高額な医療費の負担が続くの4要件を満たすもの
	情報モラル	インターネットやスマートフォン、デジタル機器を使う際のルールやマナーのこと。個人情報保護や、他人への配慮、正しい情報の見極めなどが含まれる
	審議会	国または地方自治体などの行政庁に付随する行政機関や諮問機関。外部の有識者や利害関係者を招いて意見を聴くことが多い
	人権教育の手引き	静岡県教育委員会で作成・発行し、公立小・中・高・特別支援学校教員等に配布し、児童・生徒が様々な人権課題に対する理解と認識を深めるために、具体的な人権教育の推進に活用している冊子
	新生児マススクリーニング検査	新生児における先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見し、発病する前から治療ができるようにすることを目的とした検査
	新生児聴覚スクリーニング検査	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児に対して実施する検査
	スーパーサイエンスハイスクール	文部科学省が先進的な科学技術、理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度で、令和6年度においては、全国225校が指定をされている（本県の指定校は、清水東、浜松工業、静岡市立、静岡北の4校）
	スクールカウンセラー	学校における児童生徒の心理に関する支援に従事する者
スクールサポーター	定期的に学校を訪問しながら、児童生徒の問題行動、安全確保に関する支援を行う非常勤の警察職員。警察官OB、少年警察補導員OBとしての知識と経験を活かし、学校と警察の懸け橋として、誰もが安心できる安全な学校づくりに貢献	

用語解説

用語		内容
さ 行	スクール・サポート・スタッフ	学校において教員の業務を支援し、教育環境の向上を図るために配置される専門職であり、学習支援や業務負担の軽減を目的としている
	スクールソーシャルワーカー	学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事する者
	スケアード・ストレイト教育技法	「恐怖を直視する」という意味で、恐怖を実感（スタントマンによる交通事故の再現等）することで、交通事故などにつながる危険行為を未然に防ぐ教育技法
	スマホルールアドバイザー	正しく安全なネット利用等について助言し、家庭で話し合ってルールを決めることの大切さを保護者に伝えるアドバイザーとして、PTA役員等から養成した人材
	青少年指導者	次代を担う青少年の健全育成に尽力する人材で、自然生活体験を始めとした青少年の健全育成に係る事業を主催したり、直接青少年を指導したりする上で必要な豊かな見識と高い志をもった人物。静岡県教育委員会では、初級、中級、上級に級位を認定している
	性的マイノリティ	典型的とされる性のあり方（ヘテロセクシュアル・シスジェンダー）ではない、全体的に見ると少数派とされる人々のこと
	生徒指導提要	小学校から高等学校までの生徒指導の理論や実践方法を時代に即してまとめ、教職員間や学校間での共通理解を促進し、組織的な取り組みを進めるための基本書のこと
	青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては、ポスト青年期も対象とする
	施策	政策・対策そのものや、これを实地に行うこと
た 行	総合型地域スポーツクラブ	誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができ、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
	待機児童	保育の必要性が確認され、利用申込みをしたが、認定こども園や保育所等を利用できない児童
	ダイバーシティ経営	多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し価値創造につなげている経営

用語解説

用 語	内 容
体力アップコンテストしずおか	小学校を対象に、友達とかかわりながら運動する楽しさや達成感を味わうとともに、運動する習慣を身につけることを目的として教育委員会が行っている取組
多文化共生社会	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会
地域学校協働活動	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの成長や学びを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して学校と地域がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
地域学校協働本部	従来からある地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制
地域日本語教育コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
低出生体重児	出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃん
登降園管理システム	園児の登園及び降園の管理に関する機能を有したシステム
特定給食施設	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）のうち、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った認定こども園、幼稚園、保育所。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
特定地域型保育事業	小規模保育事業や、家庭的保育、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
特定子ども・子育て支援施設等	幼児教育・保育の無償化の対象となる施設・事業のうち、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をいう
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

た
行

用語解説

用 語		内 容
た 行	特別支援教育	特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
	特別養子縁組制度	こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度
な 行	なやみ相談ナビ「はなそっと」	悩みを抱える児童生徒が、いつでも相談窓口につながるができるよう、個々に抱える悩みや困り事に対し、適切な相談窓口を検索できるインターネットシステム
	2号認定	家庭で必要な保育を受けることが困難である満3歳以上の就学前のこどもが、保育所、認定こども園を利用するための認定
	ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会	ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有するこども・若者やその家族、関係者を対象とした相談会。民間支援団体、公的支援機関がブースを設置して個々の相談に対応する
	日本語運用能力	日本語を使用して、自分の意思を表現したり、相手の意思を理解したりする能力
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	乳幼児教育相談マネージャー	聴覚特別支援学校で乳幼児教室等運営のサポート、教育相談等における保護者支援、関係機関との連携体制構築に関するサポート、教職員の専門性向上のための支援等を業務とする指導員
	乳幼児聴覚支援センター	お子さんの聞こえ（聴覚）を心配されている保護者を支援するために県立総合病院内に設置。聴覚スクリーニング検査で、要再検査と言われた場合、再検査についてのお問い合わせや心配事の相談や市町や関係機関との連携をサポートする
	認可外保育施設	認定こども園などの認可を必要とする保育施設以外で、保育を行うことを目的とする施設
	人間関係づくりプログラム	人と関わるための手法やストレスマネジメントの手法等を児童生徒が獲得し、安心して人と関わりながら学校生活を送れるように実施するプログラム

用語解説

用 語		内 容
な 行	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、親の就労の有無にかかわらず利用できる、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある
	妊婦健康診査	妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行う健康診査
	ネット安全・安心講座	携帯電話会社や県警察と連携し、県内小中学校の児童・生徒・保護者・教職員を対象に行う、正しく安全なインターネットやスマートフォンの利用について学習する出前講座のこと
	ネット依存	インターネットの利用が過度になり、日常生活や人間関係に悪影響を及ぼす状態のこと。特にこども・若者においては、学業や生活リズム、健康等に支障をきたすことが懸念されている
	ネット依存度判定システム	静岡県教育委員会で開発した、ネットから簡易にネット依存度リスクを判定できる仕組み。判定結果をもとに、家庭でのネット利用のルールづくりや、生活習慣の改善に活用を推進している
	年間総実労働時間	1年間における労働者の実際の労働時間の合計
は 行	バリアフリー	生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくすこと。もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全ての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている
	パーマネンシー保障	永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、こどもの発達支援、自立支援における基本的な視点。永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障
	パイロットプロジェクト	新しい技術を本格導入する前に行う、試験的で選動的な事業企画のこと
	伴走型支援	深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援
	ピアカウンセラー	ピアは仲間の意味。中高生に性感染症等の知識を広めるために、同じ目線で考える事のできる人材をピアカウンセラーとしている

用語解説

用 語	内 容
ピアサポート	専門家によるサポートではなく、同じ悩みを持つ仲間、同じ環境にいる者同士で支え合うこと。お互いに対等な関係の中での相互援助である
ビッグデータ	スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ
人づくり推進員	静岡県が進める人づくりへの県民の理解を深め、県民自らが行う人づくり実践活動の促進を図るため、県が委嘱している者。学校や地域で開催される「人づくり地域懇談会」で、保護者や地域住民へ子育てやしつけ等の助言や啓発を行うほか、地域内での自主的な人づくり推進活動を行う
1人1台端末	全ての児童・生徒が個別に使用できるタブレットやパソコンのこと。端末を活用した学習活動の充実により、学習の質を向上させ、情報活用能力を育成することを目的としている
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭をいう。ひとり親家庭に寡婦を含める場合には、「ひとり親家庭等」という
ひとり親サポートセンター	ひとり親家庭等の自立のための総合的な支援事業として都道府県等が実施している事業。ひとり親家庭等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取決め等に関する専門相談等生活支援サービスを行う機関
非認知能力	学力や知識以外の、自己管理能力や対人関係能力、問題解決能力など、日常生活・社会活動において重要な影響を及ぼす能力
ビブリオバトル	参加者同士で本の紹介をし合い、もっとも読みたいと思う本を集まった人全員の投票で決める書評合戦のこと
ファシリテーター	会議やグループワークなどの場で、参加者の議論が活発になるようサポートし、参加者の相互理解や合意形成を支援する役割を担う人のこと
ファミリーホーム	養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもに対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、子ども間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とするもの
不育症	妊娠はするものの流産や死産を繰り返してしまう状態のこと

は
行

用語解説

用語	内容
フェムテック	Female（女性）とTechnology（技術）を掛け合わせた造語で、女性の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスのこと
ふじさんっこ応援隊	社会全体でこどもや子育てを応援する気運の醸成等を図るため、個人、企業、NPO、行政等で結成し、それぞれが自主的にこどもや子育てを応援する活動を実施
ふじのくに国際高校	令和6年4月に開校した、生徒が自ら通学時間や時間割を決める多部制「フレックスハイスクール」のこと
ふじさんっこ応援プラン	「静岡県次世代育成支援対策行動計画」、「静岡県子ども・子育て支援事業支援計画」、「静岡県こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の3つの計画を包含した計画。「子育ては尊い仕事」という理念の下、未来を担うこどもを健やかに育てるために、社会全体でこどもと子育て家庭を応援するための県の施策や事業をまとめた計画（第一期：平成27年～令和元年、第二期：令和2年～令和6年）
ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤	地域特性や施策の実施状況などの合計特殊出生率に影響を与える要因を分析し、その結果を図やグラフを使ってわかりやすくまとめた基礎分析書（令和3年3月策定）
ふじのくに地域・大学コンソーシアム	本県の高等教育機関、県、市町、その他地域団体等を構成員とする公益社団法人であり、教育研究機能の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として設立され、大学間や大学と地域の連携により、教育連携、共同研究、地域貢献などの取組を実施
ふじのくに茶の都ミュージアム	島田市にあり、お茶の産業・文化・学術に関する展示など、お茶について楽しく学べる機会を提供する博物館のこと
ふじのくに出会いサポートセンター	静岡県で結婚を希望する方に最適な出会いを提供するため、静岡県と35市町が運営する公的な結婚支援拠点。マッチングシステムの運用やイベント等を通じて、出会いの機会を提供している
ふじのくにパスポート	静岡県で働く魅力や就職イベント情報等を随時発信する情報サイト
ふじのくに若い翼プラン	「静岡県子ども・若者計画」であり、子ども・若者支援推進法第9条に基づき、こどもや若者の健全な育成支援を目的とし、教育・福祉・就業支援などを総合的に推進する施策計画のこと
プッシュ型・伴走型支援	妊娠8か月頃・出生届出後の面談やその後の子育てに関するプッシュ型の情報発信や支援を行うもの

は
行

用語解説

用語	内容
武道ツーリズム	柔道、剣道、弓道など日本発祥のスポーツである「武道」の見学、観戦、実技体験と地域の観光資源を組み合わせた日本特有のツーリズム
不適切保育	児童福祉施設の職員が、入所中の児童に対し、当該児童の心身に有害な影響を与える行為
フリースクール	一般的に、不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設
プレコンセプションケア	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことである
ベビーブーム	出生数が多い期間のこと。日本では第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）と第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）がある
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、身に付けることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成したマーク
保育士養成施設	都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設
保育所	保護者が働いていることなどにより保育を必要とする乳幼児を、保護者などに代わって保育する児童福祉法第39条に基づく施設
放課後子供教室	地域住民の参画により、共働き世帯を含むすべての児童を対象に、無償で安全安心な活動拠点（居場所）を提供し、放課後や週末に学習や体験・交流活動を行う
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業のこと
放課後児童支援員	放課後児童クラブに従事する者で、保育士等の資格を有し、都道府県が行う認定資格研修を修了することが必要
包括的支援体制	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のこと。社会福祉法上、体制整備が市町村の努力義務とされている
母子父子寡婦福祉資金	配偶者のいない女性又は配偶者のない男性であって現に児童を扶養しているもの又は寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とする貸付金制度

は
行

用語解説

	用語	内容
ま 行	ママごはん	「食」を通して子どもたちの未来を考える育児情報誌
	未来を切り拓くDream 授業	日常生活で触れる機会の少ない一流講師の講義を提供し、学校で学ぶことのできない教養を身に付けるとともに、お互いに刺激し合える仲間をつくることで、子どもたちが自らの価値を認識し、能力を更に伸ばすきっかけを与えるため、毎年度、県内の中学1、2年生30人を対象に開催しているサマースクール
	民間シェルター	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設のこと。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開となっている
	メタバース	ユーザー間でコミュニケーションが可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間
	メンタルヘルス	体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する
や 行	やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと
	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども
	ヤングケアラー個別支援アドバイザー	ヤングケアラーの支援はヤングケアラーのみならず、そのケアの相手も支援することが求められることから、市町が多機関連携したヤングケアラー支援が行えるよう県が配置した市町に対して助言を行う者
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方
	UIターン	Uターン（地方で生まれ育った人が都会へ進学・就職したあとで再び故郷に戻る）、Iターン（生まれ育った故郷以外の地域に進学・就職をすること）、Jターン（地方で生まれ育った人が都会へ進学・就職したあと、故郷に近い別の地域に移住すること）の3つの移住スタイルの総称
	幼児教育アドバイザー	幼稚園・保育所・認定子ども園を訪問し、園の教育・保育内容や指導方法、園環境の改善等についての助言等を行う者

用語解説

用語		内容
や 行	養親希望者手数料補助金事業	養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助する事業
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される機関であり、支援対象児童等に関する情報の交換と支援の協議を行う。平成19年改正児童福祉法において地方公共団体における設置が努力義務化されたことから、市町村における設置が促進されている
ら 行	ライフステージ	乳幼児期、学童期、思春期、青年期など、人の生涯における各段階のこと
	ライフデザイン	進学や就職、結婚等、自分の将来を考え、どのように生きたいかを計画すること。自分の興味や目標を見つけ、学びや経験を通じて、より良い人生を築くための方法を考える
	リプロダクティブヘルス	性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること
	量の見込み	就学前のこどものうち、認定子ども園や保育所等の利用申込みを行う児童見込数
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる状態
	WAZAチャレンジ教室	こどもたちの「ものづくり」の技術や技能への関心を高めるため、技能士が小・中学校、特別支援学校等に出向き、「ものづくり体験」を通じて「ものづくり」の楽しさや面白さを伝える事業。アートモザイク、フラワーアレンジメント、玉子焼き、小座布団などを実施
	ワンストップ相談支援	様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制



静岡県健康福祉部こども若者局・静岡県教育委員会

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL:054-221-2608 FAX:054-221-3521

E-mail:kodomo_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

こえのもり
しずおか



ふじさんっ☆
子育てナビ



静岡県
教育委員会

